

ニュージーランド
商標法
2014年9月13日版

目次

第1条 呼称

第1部 序

第2条 施行

第3条 目的

第4条 通覧

第5条 解釈

第6条 標識についての使用の意味

第7条 商標についての使用の意味

第8条 本法は政府を拘束する

第2部 商標の登録可能性

副部1 序

登録商標の性質

第9条 登録商標の性質

登録商標に付属する権利

第10条 登録商標に付属する権利

第11条 登録商標に付属する権利に関する追加事項

第12条 出願に付属する権利

商標の登録可能性：一般

第13条 如何なる場合に商標は登録可能であるか

第14条 証明商標の登録可能性に関する追加規定

第15条 団体商標の登録可能性に関する追加規定

第16条 商標の識別性に関する局長の予備的通知

副部2 商標を登録しない絶対的理由

第17条 商標を登録しない絶対的理由：一般

非識別商標の登録可能性

第18条 非識別商標は登録することができない

第19条 商標の識別性に対する色彩の関連性

第 20 条 地理的保護表示を含む商標は登録してはならない

第 21 条 普通に使用されている化学名を含む商標は登録してはならない

副部 3 商標を登録しない相対的理由

一定の文言を含む商標の登録可能性

第 22 条 一定の文言を含む商標の登録可能性

人名を含む商標の登録可能性

第 23 条 人名を含む商標の登録可能性

第 24 条 王室の表示を含む商標の登録可能性

同一又は類似の商標の登録可能性

第 25 条 同一又は類似の商標の登録可能性

第 26 条 例外

旗章を含む商標の登録可能性

第 27 条 旗章等の表示を含む商標の登録可能性：一般

第 28 条 条約国の国旗、国の記章等を含む商標の登録可能性

第 29 条 一定の国際機関の紋章等を含む商標の登録可能性

第 30 条 如何なる場合に記章等はパリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されるか

第 3 部 商標登録の取得手続及びその他の事項

副部 1 序

第 31 条 商標の分類

副部 2 出願

一般

第 32 条 出願：その方法

第 33 条 共同出願

出願の優先権

第 34 条 同一又は類似の商標に係る登録出願の優先権

第 35 条 優先権のない出願に関する局長の義務

第 36 条 条約国出願が関係する出願の優先権

第 37 条 出願の取下等

第 38 条 如何なる場合に局長又は裁判所は出願を補正することができるか

出願の受理又は拒絶

- 第 39 条 出願の審査
- 第 40 条 出願の受理
- 第 41 条 要件不遵守の出願の場合は、出願人に通知しなければならない
- 第 42 条 出願の受理の取消
- 第 43 条 出願の拒絶
- 第 44 条 出願の放棄
- 第 45 条 出願の条件付受理又は拒絶の理由等は、出願人に通知されなければならない

受理した出願についての公告

- 第 46 条 受理された出願についての公告

副部 3 出願に対する異議申立

- 第 47 条 受理された出願に対する異議申立
- 第 48 条 出願人の反対陳述書
- 第 49 条 異議申立に関する局長の決定

副部 4 商標の登録

- 第 50 条 如何なる場合に商標は登録されなければならないか
- 第 51 条 登録に関する局長の義務
- 第 52 条 局長は一定の事情においては遺言検認書又は遺産管理状の提出を免除することができる
- 第 53 条 登録証の再交付

副部 5 証明商標に関する追加事項

- 第 54 条 如何なる場合に証明商標の使用を規制する規約を提出しなければならないか
- 第 55 条 証明商標の登録出願についての審理
- 第 56 条 承認された規約はニュージーランド知的財産庁に寄託しなければならない

副部 6 如何なる場合に商標登録は消滅するか

登録の存続期間

- 第 57 条 登録の存続期間

登録の更新

- 第 58 条 登録の更新
- 第 59 条 商標登録の満了が差し迫っていることに関する通知
- 第 60 条 更新手数料の不納により登録簿から削除された商標の地位

商標登録の自発的抹消

- 第 61 条 商標登録の自発的抹消

商標登録の強制的抹消又は変更

第 62 条 条件違反を理由とする商標登録の抹消又は変更

第 63 条 証明商標登録の抹消又は変更

第 64 条 団体商標登録の抹消又は変更

商標登録の取消

第 65 条 商標登録の取消申請

第 66 条 商標登録の取消理由

第 67 条 不使用を理由とする商標登録取消に関する立証責任

第 68 条 商標登録の取消

商標使用に関する権利の部分放棄

第 69 条 所有者による自発的な、商標に関する権利の部分放棄

第 70 条 登録を取り消さないための条件としての、商標に関する権利の部分放棄

第 71 条 公共の利益を理由とする、商標に関する権利の部分放棄

第 72 条 権利の部分放棄により影響を受ける権利

商標登録の無効

第 73 条 商標登録の無効

第 74 条 無効宣言の効力

第 75 条 商標登録の有効性に関する推定

登録簿の更正

第 76 条 登録簿の更正又は訂正

副部 7 その他の事項

登録商標に関する変更

第 77 条 登録商標の変更は許可されない

第 78 条 登録簿の変更

証明商標規約の変更

第 79 条 証明商標規約の変更

第 80 条 規約の変更を求める申請の公告

譲渡又は移転

第 81 条 一定の譲渡又は移転に関する局長の証明 [廃止]

第 82 条 商標についての権原の登録

ライセンス [廃止]

第 83 条 ライセンス登録の申請 [廃止]

- 第 84 条 ライセンシー登録 [廃止]
- 第 85 条 商標を使用する権利の譲渡又は移転
- 第 86 条 ライセンシー登録の変更 [廃止]
- 第 87 条 ライセンシー登録の抹消 [廃止]

第 4 部 訴訟手続

副部 1 権利侵害に対する民事手続

本法が他の権利に及ぼす影響

- 第 88 条 本法が他の権利に及ぼす影響

権利侵害となる行為

- 第 89 条 同一又は類似の標識が業として使用された場合の権利侵害
- 第 90 条 契約上の一定の義務を守らない場合の権利侵害
- 第 91 条 権利侵害が会社名の使用から生じたということは抗弁ではない

権利侵害にならない行為

- 第 92 条 商標が登録によって保護されない状況において使用される場合の権利の不侵害
- 第 93 条 2 以上の同一又は類似の登録商標が使用される場合での権利の不侵害
- 第 94 条 登録商標に関する比較広告は権利侵害にならない
- 第 95 条 誠実な慣行は侵害にならない
- 第 96 条 無登録商標の一定の継続的使用は侵害にならない
- 第 97 条 一定の同一又は類似の商品についての使用は侵害にならない
- 第 97A 条 登録商標によって与えられる権利の消尽
- 第 98 条 如何なる場合に所有者又はライセンシーは登録商標の使用を承諾しているか
- 第 99 条 無登録商標については侵害訴訟を提起することができない
- 第 100 条 登録商標についての侵害訴訟を提起することができる時期

登録商標の侵害に対する救済を申請することができるのは誰か

- 第 101 条 登録商標の侵害に対する救済を申請することができるのは誰か
- 第 102 条 ライセンシーは登録商標の所有者に訴訟提起を請求することができる
- 第 103 条 登録商標の所有者が訴訟を提起しなかった場合の成り行き
- 第 104 条 ライセンシーが訴訟を開始した場合の成り行き

正当化されない訴訟

- 第 105 条 正当化されない訴訟

侵害行為に対して取得することができる救済の種類

- 第 106 条 登録商標の侵害に対して取得することができる救済の種類
- 第 107 条 団体商標の侵害に対する損害賠償

第 108 条 違反標識の消去等に関する命令

民事訴訟手続における引渡命令

第 109 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体についての引渡命令

第 110 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体についての処分命令

第 111 条 裁判所が考慮すべき事項

第 112 条 送達に関する指示

第 113 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体に利害関係を有する者の権利

第 114 条 第 110 条に基づく命令は何時発効するか

第 115 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体に 2 以上の者が利害関係を有する場合における

第 116 条 第 110 条に基づく命令が出されなかった場合の状態

副部 2 刑事訴訟

序

第 117 条 如何なる場合に刑事訴訟は開始することができるか

第 118 条 2002 年量刑判決法の適用

第 119 条 法人役員の実責任

罪及び刑罰

第 120 条 登録商標を偽造する罪

第 121 条 商品又はサービスについて登録商標の虚偽の使用をする罪

第 122 条 登録商標等の複製を作成するための物体を作成する罪

第 123 条 登録商標等の複製を作成するための物体を所持する罪

第 124 条 登録商標が虚偽の使用をされている商品を輸入又は販売等をする罪

第 125 条 罪に対する刑罰

刑事手続における引渡命令

第 126 条 刑事手続における引渡命令

第 127 条 如何なる場合に引渡命令は出すことができるか

第 128 条 引渡命令が出された商品又はその他の物体についての処分命令

第 129 条 裁判所によって考慮されるべき事項

第 130 条 送達の指示

第 131 条 商品又は他の物体に利害関係を有する者の権利

第 132 条 如何なる場合に第 128 条に基づく命令は効力を生じるか

第 133 条 商品又は他の物体に 2 以上の者が利害関係を有するときのその他の裁判所命令

第 134 条 第 128 条に基づく命令が出されなかった場合の状態

副部 2A 執行官

執行官の任命及び職務

- 第 134A 条 最高行政官は執行官を任命することができる
- 第 134B 条 執行官として行動する権限
- 第 134C 条 執行官の職務

執行官の令状なしでの立入検査の権限

- 第 134D 条 執行官の令状なしでの立入検査の権限
- 第 134E 条 令状なしでの立入検査の権限を行使する際に、執行官及び補助者ができること

捜索令状に基づく立入捜索

- 第 134F 条 執行官又は警察官は捜索令状を申請することができる
- 第 134G 条 捜索令状の申請
- 第 134H 条 捜索令状の申請方式
- 第 134I 条 捜索令状の様式及び内容
- 第 134J 条 捜索令状の伝送
- 第 134K 条 書類の保持
- 第 134L 条 如何なる場合に捜索令状は執行されるか
- 第 134M 条 令状に基づく立入捜索の権限
- 第 134N 条 補助を求められた者の権限

立入捜索及び立入検査の権限に適用される一般規定

- 第 134O 条 第 134P 条から第 134S 条までの適用
- 第 134P 条 立入捜索の権限又は立入検査の権限を行使する者の権限及び義務
- 第 134Q 条 押収物の目録
- 第 134R 条 一定の状況では一定の規定の遵守を遅らせることができる
- 第 134S 条 一定の規定を遵守する義務の更なる延長又は免除

押収物に関する規定

- 第 134T 条 押収物を保持できる期間
- 第 134U 条 押収物の返還命令の申請
- 第 134V 条 押収物の処分
- 第 134W 条 傷みやすい物の処分

執行官のその他の権限

- 第 134X 条 執行官は提出命令を申請することができる
- 第 134Y 条 裁判官は書類の提出を命令することができる
- 第 134Z 条 書類の提出を受ける執行官の権限
- 第 134ZA 条 書類提出命令に対する不遵守の罪
- 第 134ZB 条 警察の権限
- 第 134ZC 条 自己負罪拒否特権
- 第 134ZD 条 その他の特権
- 第 134ZE 条 情報の開示

第 134ZF 条 善意による職務の遂行又は権限の行使は責任を問われない

副部 3 国境保護措置

解釈

第 135 条 解釈

侵害標識についての通知

第 136 条 第 137 条から第 141 条までの適用

第 137 条 最高行政官に通知することができる

第 138 条 通知の内容

第 139 条 最高行政官は通知を受理し又は拒絶しなければならない

第 139A 条 最高行政官は受理された通知を保留することができる

第 139B 条 保留の通知

第 139C 条 最高行政官は受理された通知の保留を解除することができる

第 140 条 受理された通知の有効期間

第 141 条 ライセンシーは通知を要求することができる

侵害標識について通知がされた場合の調査

第 142 条 第 143 条から第 146 条までの適用

第 143 条 調査をする旨の決定

第 144 条 権利主張者は調査のための情報を提供すべきこと

第 145 条 情報提供の要求に関する制限

最高行政官の決定

第 146 条 最高行政官の決定

第 147 条 決定の通知

第 148 条 通知不送達の結果

侵害標識が付されている商品の留置

第 149 条 侵害標識が付されている商品の留置

第 150 条 如何なる場合に留置商品の引渡を受けられるか

第 151 条 同意による商品の没収

侵害標識が付されている商品に関する手続

第 152 条 侵害標識が付されている商品に関する種々の命令を求める申請

第 153 条 商品に侵害標識が付されているか否かを決定する手続

第 154 条 裁判所の権限

侵害標識が付されている商品の検査

第 155 条 商品の検査

税関職員の執行権限

第 155A 条 税関職員は税関の管理下にある商品を押収することができる

第 155B 条 最高行政官は税関の管理下にある商品に関する書類の提出を要求することができる

第 155C 条 最高行政官はある者に対して税関の管理下にある商品について出頭して質問に回答するよう要求することができる

第 155D 条 税関職員は提出命令を申請することができる

第 155E 条 裁判官は書類の提出を命令することができる

第 155F 条 書類の提出を受ける税関職員の権限

第 155G 条 税関職員に対する捜索令状の交付

第 155H 条 自己負罪拒否特権

第 155I 条 その他の特権

第 155J 条 罪

第 155K 条 善意による権限の行使は責任を問われない

最高行政官の権限，義務及び職務の委譲

第 156 条 最高行政官の権限，義務及び職務の委譲

第 157 条 本法による権限に基づいて行為をする者の保護

副部 4 雑則

申請は局長宛か裁判所宛か？

第 158 条 申請は局長宛か裁判所宛か？

局長の出頭

第 159 条 一定の手続における局長の出頭

第 160 条 局長に対して提起される手続における証拠の提出方式

第 161 条 記載事項，書類等の証拠

第 162 条 登録は有効性の一応の証拠である

第 163 条 譲渡及び移転に関する局長の決定に対する上訴

第 164 条 商慣行等は考慮されなければならない

第 165 条 有効性の証明書

費用

第 166 条 費用

第 167 条 費用の担保

第 168 条 証明又は使用許可の拒絶に対する上訴に係る費用についての裁定は行われない

第 169 条 裁判所に提起される手続における局長の費用

上訴

- 第 170 条 局長の決定に関する上訴
- 第 171 条 上訴の通知
- 第 172 条 上訴についての聴聞
- 第 173 条 上訴についての裁決
- 第 174 条 上訴についての裁決が行われるまでの規定

第 5 部 管理規定及び雑則

副部 1 局長及び局長補

商標局長

- 第 175 条 商標局長及び局長補
- 第 175A 条 局長の職務
- 第 175B 条 局長補の権限
- 第 175C 条 局長の委譲する権限
- 第 175D 条 局長他の責任
- 第 176 条 局長裁量権の行使前における聴聞

副部 2 諮問委員会

- 第 177 条 諮問委員会
- 第 178 条 諮問委員会の職務
- 第 179 条 諮問委員会の委員
- 第 180 条 諮問委員会はそれ自体の手續を規制することができる

副部 3 商標登録簿

一般

- 第 181 条 商標登録簿
- 第 182 条 登録簿の内容
- 第 183 条 信託についての通知は登録簿に記載することができない

登録簿の調査

- 第 184 条 登録簿の調査

登録簿に関連する罪

- 第 185 条 登録簿に虚偽の記入をした罪
- 第 186 条 商標に関する虚偽表示の罪

副部 4 雑則

補償の不適用

第 187 条 商標に付随する権利の縮小に対しては補償を行わない

ニュージーランド知的財産庁

第 188 条 ニュージーランド知的財産庁の開庁時間

第 189 条 短期予告によるニュージーランド知的財産庁の開庁

人格代表者

第 190 条 代理人の承認

第 191 条 一定の者の代理としての申立等

代替

第 192 条 申請人以外の者による代替一般

第 193 条 異議申立通知上の異議申立人でない者による代替

第 194 条 出願以外の書類の補正

手数料

第 195 条 手数料

通知の送達

第 196 条 第 197 条の適用

第 197 条 通知の送達方法

年次報告

第 198 条 [廃止]

規則を制定する権限

第 199 条 規則

第 199A 条 規則：マドリッド協定議定書

第 200 条 条約国に関する枢密院令

改正

第 201 条 改正される法律

経過及び除外規定

第 202 条 1953 年商標法の廃止

第 203 条 一定の出願及び手続に関する経過規定

第 204 条 1953 年商標法第 54B 条に基づいて出された通知についての経過規定

第 205 条 防御商標の手数料についての経過規定

第 206 条 争われた登録についての有効性の証明書

第 207 条 1953 年商標法に基づく，条約国に関する枢密院令

第 208 条 本法施行前に登録された商標の地位

第 209 条 本法施行前における登録簿上の注記等の地位

第1条 呼称

本法は、2002年商標法である。

第1部 序

第2条 施行

- (1) 本法(第177条から第180条まで、第199条及び第200条を除く)は、総督が枢密院令により指定する日に施行する。
- (2) 第177条から第180条まで、第199条及び第200条は、本法が女王の裁可を受けた日の翌日に施行する。

第3条 目的

本法の目的は、次のとおりとする。

- (a) 登録商標により保護される権利の範囲をより明確に定義すること、及び
- (b) 商標の登録手続を簡素化することにより、出願人の費用を低減し、かつ、広く業務対応費用を低減すること、及び
- (c) 形象及び文言を含め、マオリ標識を包含する商標の登録に関連するマオリ問題に対処すること、及び
- (d) ニュージーランドにおける登録商標についての偽造活動を防止すること、及び
- (e) ニュージーランドの商標制度が国際的發展を考慮するようにすること

第4条 通覧

本法における配置は次のとおりである。

- (a) この部は、解釈及び本法の政府への適用を含む予備的事項を取り扱う。
- (b) 登録商標に付属する主要な権利(例えば、登録商標を使用する排他権)については第10条に記載する。
- (c) 如何なるときに商標の登録が可能であるかについては、第13条に記載する。商標の登録可能性に関する他の規定は、第14条から第30条までに記載する。
- (d) 商標の登録手続は、第3部に含まれる。
- (e) 登録商標の侵害に関する救済及び罪についての規定、外国において商品に適用された侵害標識に関する国境保護措置、並びに法的手続及び本法に基づく上訴についての一般規定は、第4部に記載する。
- (f) 第5部は、局長、商標登録簿、及び形象及び文言を含め、マオリ標識から派生した又は派生したと思われる商標についての提案されている登録がマオリにとって侮蔑的であるか否かを局長に助言する諮問委員会についての規定を含む。

第5条 解釈

- (1) 本法においては、文脈が別段の要求をしている場合を除き、用語の意味は次のとおりとする。

「法」は、本法に基づいて制定された規則を含む。

「実際の登録日」とは、第51条(a)に基づいて局長により登録簿に登録された日をいう。

「諮問委員会」とは、第 177 条に基づいて任命された諮問委員会をいう。

「出願人(申請人)」とは、

- (a) 商標登録の出願をした者をいい、かつ
- (b) 第 82 条に基づいて譲渡が実施された場合は、出願の譲受人を含み、かつ
- (c) 第 134G 条、第 134H 条、及び第 134K 条においては、搜索令状の申請人をいい、かつ
- (d) 第 134U 条においては、同条で言及する命令の申請人をいう。

「出願」とは、

- (a) 商標登録の出願をいい、かつ
- (b) 連続商標の登録出願を含む。

「譲渡」とは、関係当事者の行為による譲渡をいう。

「証明商標」とは、次の機能を有する標識をいう。

- (a) 図形的に表示すること、及び
- (b) 業として、
 - (i) 原産地、素材、製造法、品質、正確性、又はその他の特徴について何人かにより証明された商品を、そのように証明されていない商品から識別すること、又は
 - (ii) 品質、正確性、機能又はその他の特徴について何人かにより証明されたサービスを、そのように証明されていないサービスから識別すること

「最高行政官」とは、

- (a) 第 4 部副部 3 (国境保護措置)においては、第 135 条に記載されている意味を有し、かつ
- (b) 前記以外の本法の規定においては、省の最高行政官をいう。

「権利主張者」は、第 135 条に記載されている意味を有する。

「共同団体」とは、構成員を有しているか又は有することができる団体(法人化されているか否かを問わない)であって、

- (a) そのときの構成員の共同の利益のために構成されており、かつ
- (b) その構成員資格が何時でも確認することができるように構成されているものをいう。

「団体商標」とは、次の機能を有する標識をいう。

- (a) 図形的に表示すること、及び
- (b) その標識の所有者である共同団体の構成員の商品又はサービスを、その共同団体の構成員でない者の商品又はサービスから識別すること

「局長」とは、

- (a) 商標局長をいい、かつ
- (b) 疑義を避けるため、商標局長補を含む。

「条件」とは、商標登録によって与えられた、商標を使用する排他権についての制限を含み、それは次の事項に関するその権利の制限を含む。

- (a) 使用方法
- (b) ニュージーランド国内の何れかの場所において販売その他の方法で取引される商品についての使用
- (c) ニュージーランド国内で提供されるサービスについての使用
- (d) ニュージーランド国外の市場に輸出される商品についての使用

「税関による管理」は、第 135 条に記載した意味を有する。

「条約国」とは、本法の規定においては、その規定の適用上の条約国であるものとして第 200

条の規定に基づく命令によりその時点で宣言されている統一体をいう。

「条約国出願」とは、条約国において行われた商標登録出願であって(その国が条約国になる前であるか後であるかを問わない)、かつ

(a) 2以上の条約国間の条約の条件に従い、それら条約国の何れかにおいて行われた出願と同等であるか、又は

(b) 何れかの条約国の法律に従い、その条約国において行われた出願と同等なものをいう。

「裁判所」とは、

(a) 高等裁判所をいい、かつ

(b) 第126条から第134条まで、及び第134T条から第134V条の適用上、地方裁判所及び同裁判所の裁判官を含む。

「税関職員」は、第135条に記載されている意味を有する。

「死亡した所有者」とは、

(a) 商標に関する登録所有者であって、本法施行の前であるか後であるかを問わず、既に死亡している者をいい、かつ

(b) 商標登録出願人であって、本法施行の前であるか後であるかを問わず、商標の登録前に死亡した者を含む。

「みなし登録日」とは、次の日付をいう。

(a) 第36条が適用される商標の場合、(国際的取極めに係る法令に従うことを条件として)条約国におけるその出願の出願日

(b) その他の場合、その出願の出願日

「書類」とは、第4部副部2A及び第155B条、第155D条から第155F条の適用上、次のものをいう。

(a) 資料であって、署名その他の方法で認証されているかを問わず、記号(語句及び図形を含む)、画像、若しくは音響が付されているか、又は記号、画像、又は音響を得ることができる、次のものを含む何れかの資料

(i) ある物の一部を構成するか又は付されて、その物を識別又は説明するラベル、標示、又はその他の書面

(ii) 書籍、地図、図、図表、又は図面

(iii) 写真、フィルム、又は陰画、並びに

(b) 電子的に記録又は保存された情報、及びその情報から得られる情報

「地理的表示」は、1994年地理的表示法第2条(1)における場合と同じ意味を有する。

「侵害商品」とは、登録商標との関連においては、登録商標と同一若しくは類似の標識が付されている商品又はそれらの標識がその包装に付されている商品であって、かつ

(a) 商品又は包装へのその標識の利用が登録商標の侵害であるもの、又は

(b) その標識が、商品又はその包装に関して、登録商標を侵害する方法で使用されているものをいう。

「侵害素材」とは、登録商標との関連においては、登録商標と同一又は類似の標識が付されている素材であって、その標識について次の事情の何れかが該当するものをいう。

(a) 登録商標を侵害する方法で、商品にラベルを付すか若しくは商品を包装するため、業務文書として、又は商品若しくはサービスを広告するために使用されていること、又は

(b) 登録商標を侵害することになる方法で使用することが意図されていること

「侵害物体」とは、登録商標の関連においては、次の物体をいう。

(a) 登録商標と同一又は類似の標識を複製するために特別に設計され若しくは適合させられており、かつ

(b) その物体が侵害商品若しくは侵害素材を生産するために使用されたか又は使用されることを、知っているか又は信じるに足りる理由を有する者によって所持、保管又は管理されているもの

「侵害標識」は、第 135 条に記載されている意味を有する。

「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

「ライセンサー」とは、商標の関連においては、商標所有者に許可され、商標所有者の管理に従うことを条件として商標を使用する者をいう。

「マドリッド協定議定書」とは、1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書であって、随時改正されたものをいう。

「構成員」とは、

(a) 共同団体との関連においては、その団体の構成員をいい、また

(b) 団体商標との関連においては、その団体商標の所有者である共同団体の構成員をいう。

「省」とは、首相の許可を得て、本法の管理を担当する国の部門をいう。

「ニース協定」とは、1957 年 6 月 15 日にニースで採択された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定であって、随時改正されたものをいう。

「ニース分類」とは、ニース協定に基づいて適宜公開される、標章の登録のための商品及びサービスの分類をいう。

「所有者」とは、次の者をいう。

(a) 証明商標又は団体商標の何れでもない登録商標の関連においては、自らの名義でその商標が登録されている者、及び

(b) 登録されている団体商標の関連においては、その名義でその商標が登録されている共同団体、及び

(c) 登録されている証明商標の関連においては、その証明商標が対象とする商品又はサービスを証明する者、及び

(d) 無登録商標に関しては、その標章についての権利のすべてを所有する者をいう。

「パリ条約」とは、1883 年 3 月 20 日パリにおいて調印された工業所有権の保護に関する条約であって、随時改正又は修正されたものをいう。

「地理的保護表示」とは、1994 年地理的表示法第 8 条に基づいて制定された地理的保護表示登録簿に登録されている地理的表示をいう。

「国際保護商標(ニュージーランド)」とは、マドリッド協定議定書に基づいてニュージーランドにおいて保護を受ける権利を有する商標をいう。

「有資格者」とは、死亡した所有者の関連においては、次の事項を局長に認めさせた者をいう。

(a) 当人が、死亡した所有者がその死亡時に居所としていた場所にある地所において、死亡した所有者の遺言検認書若しくは遺産管理状を入手したか若しくは入手する権利を有する者であること、又は当人が死亡した所有者の当該場所における法定代理人であること

(b) 死亡した所有者の、その地所における遺言検認書若しくは遺産管理状がニュージーランドにおいて付与されていなかったか、又は再捺印されていなかったこと

(c) 局長が有資格者を商標の所有者として登録した場合、死亡した所有者に係る債権者及びその遺言又は無遺言に基づくすべての受益者の利益が適切に保護されること

「登録簿」とは、第 181 条に基づいて保管される商標登録簿をいう。

「登録商標」とは、登録簿に記載されている商標をいう。

「規則」とは、第 54 条から第 56 条まで、第 63 条、第 79 条、及び第 80 条における場合を除き、本法に基づく有効な規則をいう。

「連続商標」とは、同一若しくは同一種類の商品又は同一若しくは同一種類のサービスの内の該当するものについての複数の商標であって、次の条件を満たしているものをいう。

- (a) それらの重要な明細が相互に類似していること、及び
- (b) 次の事項の 1 又は 2 以上においてのみ異なっていること
 - (i) それらが使用されているか若しくは使用される予定の商品又はサービスの陳述
 - (ii) 数量、価格若しくは場所名の陳述
 - (iii) 商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない他の非識別的事項
 - (iv) 色彩

「標識」とは、次のものを含む。

(a) ブランド、色彩、図形、見出し、ラベル、文字、名称、数字、形状、署名、におい、音響、味、下げ札、又は語、及び

(b) 標識の組合せ

「指定」とは、商標の登録出願において指定される商品又はサービスであって、それに関して登録商標が使用される又は使用が予定されているものをいう。

「特定の商品」とは、1994 年地理的表示法第 2 条(1)における場合と同様の意味を有する。

「商標」とは、

- (a) 標識であって、
 - (i) 図形的に表示することができるものであり、
 - (ii) 1 の者の商品又はサービスをそれ以外の者の商品又はサービスから識別することができるものをいい、かつ
- (b) 次のものを含む。
 - (i) 第 85 条における場合を除き、証明商標、及び
 - (ii) 第 85 条における場合を除き、団体商標

「移転」とは、法の作用による移転、死亡した者の人格代表者への移転及びその他の方式による、譲渡でない移転をいう。

「TRIPS 協定」とは、WTO(世界貿易機関)協定付属書 1C に記載されている知的所有権の貿易関連の側面に関する協定であって、随時改正又は修正されたものをいう。

「就業日」とは、週に属する日であって、次の日以外のものをいう。

- (a) 土曜日、日曜日、聖金曜日、復活祭翌日、アンザック・デイ、君主誕生日、労働祝祭日、及びワイタンギ・デイ(建国記念日)、並びに
- (b) 該当する地域において、その地域が一部をなしている州の記念日とされている日、並びに
- (c) 毎年 12 月 25 日に始まり、次の日に終わる期間に属する日
 - (i) 第 171 条における場合を除いて、翌年の 1 月 2 日、又は
 - (ii) 第 171 条における場合は、翌年 1 月 15 日、並びに

- (d) 何れかの年において1月1日が金曜日に当たる場合は、次の月曜日、並びに
- (e) 何れかの年において1月1日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、次の月曜日及び火曜日
- (f) ワンタングィ・デイ又はアンザック・デイが土曜日もしくは日曜日に当たる場合、次の月曜日

「書面」は、次のものを含む。

- (a) 恒久的かつ読取可能な様式での語句の記録、及び
- (b) 電子的方法による検索及び読取可能な語句の記録、及び
- (c) 電子的若しくはその他の通信手段の形態による語句の表示であって、その後、何らかの方法により検索及び読取可能な電子的方法により記録されているもの

「WTO 協定」とは、1994年マラケッシュにおいて調印された世界貿易機関協定であって、随時改正又は修正されるものをいう。

(2) 条約国ではあるが、国、国の一部、又はその国際関係について国が責任を負う領域でない統一体に関しては、本法において、ある国における保護を求める出願というときは、当該統一体の規則に基づく保護を求める出願をいうものと解釈しなければならない。

第6条 標識についての使用の意味

本法においては、文脈が別段の要求をしている場合を除き、

- (a) 商品に関する標識の使用というときは、商品上での又は商品についての物理的その他の関係におけるその標識の使用をいうものとし、
- (b) サービスに関する標識の使用というときは、サービスの提供又は利用可能性に関するその標識の使用をいうものとし、
- (c) 商品又はサービス(その何れであるかは、該当する事情による)に関する標識の使用というときは、商品又はサービスに関するその標識の可聴的使用も含むものとする。

第7条 商標についての使用の意味

(1) 本法においては、文脈が別段の要求をしている場合を除き、商標に関しては、「使用」は、次のものを含む。

- (a) 登録された形態での商標の識別性を変更しない要素において異なる形態による使用、及び
- (b) ニュージーランドにおいて、輸出用に限定して、商品若しくはサービスに対して、又は商品若しくはサービスにラベルを付すための若しくはそれらを包装するための素材に対して、商標を適用すること、及び
- (c) ニュージーランドから輸出される商品又はサービスに対してのニュージーランドにおける商標の適用、及びそれら商品又はサービスに関して行われるそれ以外の行為であって、ニュージーランドにおいて販売その他の取引がされる商品又はサービスに関して行われた場合に、その使用が本法に基づき若しくはコモン・ローにおいて重大である商品又はサービスに関する商標の使用を構成することになるもの、及び
- (d) 次の者による商標の使用
 - (i) 所有者、又は
 - (ii) 所有者が共同団体の場合は、共同団体の構成員

(2) 本法において所有者による商標の使用というときは、所有者でない者による使用を含むものとするが、ただし、その使用が所有者により許可されているか又は所有者の管理に従っていることを条件とする。

(3) 登録商標全体の使用はまた、同一所有者名義で登録された、商標に係る何れかの登録された構成部分の使用でもある。

第8条 本法は政府を拘束する

本法は、政府を拘束する。

第2部 商標の登録可能性

副部1 序

登録商標の性質

第9条 登録商標の性質

- (1) 登録商標は、動産である。
- (2) 商標に関する衡平法上の権利は、他の動産に関する衡平法上の権利と同様に執行することができる。

登録商標に付属する権利

第10条 登録商標に付属する権利

- (1) 登録商標の所有者は、商標の登録に係る商品又はサービスの全部若しくはその中の如何なる部分に関しても、本法により規定される権利及び救済を有し、特に次の事項についての排他権を有する。
 - (a) 登録商標を使用すること、及び
 - (b) 他人に登録商標の使用を許可すること、及び
 - (c) 登録商標を(営業権を伴って又は伴わないで)譲渡又は移転すること、及び
 - (d) そのような譲渡又は移転の対価に対し有効な領収証を発行すること
- (2) (1)(a)の適用上、商品又はサービスに関して登録された団体商標を所有する共同団体の構成員は、
 - (a) 共同団体と共に、それら商品又はサービスに関してその商標を使用する排他権を有し、また
 - (b) 他の構成員により生産される商品又は提供されるサービスに関して他の構成員がその商標を使用することを排除する権利を有さない。

第11条 登録商標に付属する権利に関する追加事項

第100条の規定に従うことを条件として、第10条において言及した権利は、

- (a) 登録商標に関して登録簿に記載されている条件があるときは、それに従うものとし、
- (b) 商標についてのみなし登録日から発生し、
- (c) 別個の商標として登録される登録商標の個々の構成部分に関して付与され、また
- (d) 登録商標についての共同所有者がある場合は、単一人の権利であるものとして共同所有者によって行使されるものとする。

第12条 出願に付属する権利

- (1) 出願人は、当該出願人の出願(本法施行の前に行われたか後で行われたかを問わない)を譲渡又は移転することができる。
- (2) 商標登録出願は、動産である。
- (3) 商標登録出願に関する衡平法上の権利は、他の動産に関する衡平法上の権利と同様に執

行することができる。

商標の登録可能性：一般

第13条 如何なる場合に商標は登録可能であるか

(1) (2)に記載した要件のすべてが満たされた場合、商標は、次の項目に関し、本法に基づいて登録をすることができる。

(a) 1又は2以上の類に属する特定の商品又はサービス

(b) 1又は2以上の類に属する特定の商品及びサービス

(2) 次の要件を満たさなければならない。

(a) 商標登録出願は、本法の規定に従って行われなければならない。

(b) 出願に関し、所定の手数料がある場合は、その全額が納付されなければならない。

(c) この部に記載されている、商標の登録を妨げる絶対的又は相対的理由がないことが、長官によって認められなければならない。

第14条 証明商標の登録可能性に関する追加規定

商品又はサービスに関する証明商標は、

(a) その商品又はサービスを証明する者の、所有者としての名義で登録することができる。

ただし、

(b) 証明される種類の商品又はサービスに関する取引を営む者の名義では登録することができない。

第15条 団体商標の登録可能性に関する追加規定

団体商標は、共同団体の構成員により生産される商品、その構成員により提供されるサービス、又は双方に関し、それに係る共同団体の、所有者としての名義で登録することができる。

第16条 商標の識別性に関する局長の予備的通知

(1) 商標の登録出願をしようとする者から要求を受けた場合は、局長は、局長の見解としては、その商標が識別性を有するか否かについて同人に通知をしなければならない。

(2) (1)に基づいて、商標が識別性を有する旨の通知を受けた者は、次の事情においては、同人が出願時に納付したすべての手数料の返還を受ける権原を有する。

(a) 局長が前記通知を出した後3月以内に、同人が商標の登録出願をし、かつ

(b) 局長が、商標は識別性を有していない旨を理由として出願を拒絶すること

(3) (2)に基づいて返還を受ける権原を有する者は、返還金の支払を受ける前にその出願を取り下げなければならない。

副部 2 商標を登録しない絶対的理由

第 17 条 商標を登録しない絶対的理由：一般

- (1) 局長は、次の事項の何れも商標又は商標の一部として登録してはならない。
 - (a) その使用が誤認若しくは混同を生じる虞があるもの、又は
 - (b) その使用がニュージーランドの法律に違反するか、若しくはそれ以外の理由で裁判所において保護を受ける資格を有さないもの、又は
 - (c) その使用又は登録が、局長の見解においては、マオリを含む地域社会のかかなりの部分を不快にする虞があるもの
- (2) 出願が悪意で行われた場合は、長官はその商標の登録をしてはならない。
- (3) (1) (b)の規定に拘らず、何れかの商標の使用が 1990 年喫煙対策環境法に基づいて制限又は禁止されている場合であっても、局長は、その商標を登録することができる。

非識別的商標の登録可能性

第 18 条 非識別的商標は登録することができない

- (1) 局長は、次のものを登録してはならない。
 - (a) 商標でない標識
 - (b) 識別性を有さない商標
 - (c) 商標であって、商品又はサービスの種類、品質、用途、価格、原産地、商品生産若しくはサービス提供の時期、又はその他の特徴を指定するために業として用いられる標識又は表示のみによって構成されているもの
 - (d) 商標であって、現行の言語において又は善意の確立した商慣行において、慣習的になっている標識又は表示のみによって構成されているもの
- (2) 登録出願前に商標が、その使用又はその他の事情の何れかの結果として識別性を獲得している場合は、局長は、(1) (b), (c), 又は (d) に基づいて商標の登録を拒絶してはならない。

第 19 条 商標の識別性に対する色彩の関連性

- (1) 商標の識別性を決定するときは、局長又は場合により裁判所は、商標が 1 又は 2 以上の指定色彩に全面的に又は部分的に限定されているか又は限定されることになるか否かを考慮しなければならない。
- (2) 色彩の限定なしに登録されているか又はされることになる商標は、すべての色彩について登録されているか又はされるものとする。

第 20 条 地理的保護表示を含む商標は登録してはならない

- 局長は、次の商標を登録してはならない。
- (a) 特定の商品に関する地理的保護表示を含んでおり、かつ
 - (b) 地理的保護表示として表示されている場所を原産地としない特定の商品に関係するもの

第 21 条 普通に使用されている化学名を含む商標は登録してはならない

- (1) 化学物質又は調剤剤に関しては、局長は、単一の化学元素又は単一の化合物に関して広

く使用され、かつ、受け入れられている名称を含んでいる商標を登録してはならない。

(2) (1)の規定は、商標の所有者又はライセンシーによって製造された元素若しくは化合物の銘柄又は製造元を単に指示するために使用される語であって、公衆の使用に開放されている適当な名称又は記述を伴っているものに対しては、適用しない。

副部 3 商標を登録しない相対的理由

一定の文言を含む商標の登録可能性

第 22 条 一定の文言を含む商標の登録可能性

局長は商標であって、「著作権」、「回路配置」、「特許」、「特許された」、「植物品種権」、「登録された」、「登録意匠」若しくは「商標」の文言又はこれらの略語若しくは類似語を含む商標を登録することができる。

人名を含む商標の登録可能性

第 23 条 人名を含む商標の登録可能性

ある者が標識について商標としての登録を出願し、その標識が人の名称又は表示を含んでいる場合は、局長は、次の者からの書面による同意を求めることができる。

- (a) その人。ただし、同人が出願の 10 年以上前に死亡している場合を除く。又は
- (b) 同人の法定代理人。ただし、次の条件に該当する場合とする。
 - (i) 同人が出願前 10 年以内に死亡しているか、又は
 - (ii) 局長が、同人からの同意は他の何らかの理由で取得することができないと考えること

第 24 条 王室の表示を含む商標の登録可能性

局長は、女王陛下若しくは王室構成員の表示又は当該表示の模倣を含む商標を登録してはならない。ただし、出願人がその商標の登録について女王陛下又は該当する構成員の同意を得ている場合は、この限りでない。

同一又は類似の商標の登録可能性

第 25 条 同一又は類似の商標の登録可能性

(1) 局長は、次の事情においては、何れかの商品又はサービスに関する商標(「商標 A」)を登録してはならない。

(a) それが、他の所有者に属しており、かつ、登録されているか、又は第 34 条若しくは第 36 条に基づく優先権を有する商標(「商標 B」)と同一であって、

(i) 同一の商品又はサービスに関するものであるか、又は

(ii) それらの商品又はサービスに類似する商品若しくはサービスに関するものであり、それを使用すれば誤認又は混同を生じる虞がある場合

(b) それが、他の所有者に属しており、かつ、同一の商品若しくはサービス、又はそれらの商品若しくはサービスに類似する商品若しくはサービスに関して登録されているか、又は第 34 条若しくは第 36 条に基づく優先権を有する商標(「商標 C」)と類似しており、それを使用すれば誤認又は混同を生じる虞がある場合

(c) それが、又はそれに係る何らかの本質的要素が、商標であって、それらの商品若しくはサービス、又は類似の商品若しくはサービス、又は他の何れかの商品若しくはサービスに関し、宣伝活動その他の何れかにより、ニュージーランドにおいて広く知られているもの(「商

標 D))と同一であるか若しくは類似している、又はその翻訳である場合。ただし、商標 A を使用したとき、それらの他の商品又はサービスと商標 D の所有者との間に業としての関連を示すものと受け取られ、当該所有者の利益が害される虞があることを条件とする。

(2) 第 26 条は、(1)の規定に優先する。

第 26 条 例外

局長は、次の事情においては、商標 A を登録しなければならない。

(a) 商標 B、商標 C 又は商標 D の所有者(その内の何れであるかは、事情によって定まる)が商標 A の登録に同意した場合、又は

(b) 局長又は場合により裁判所が、誠実な同時使用の事件が存在しているか、又は他の特別な事情が存在しており、裁判所又は局長の見解としては、裁判所又は局長が課す条件を付してその商標を登録することが適切であるとする場合

旗章を含む商標の登録可能性

第 27 条 旗章等の表示を含む商標の登録可能性：一般

(1) ある者が標識について商標としての登録を出願し、その標識が何れかの独立体の旗章、紋章、記章、騎士勲章、又は勲章の表示を含んでいる場合は、局長はその出願人に対し、局長にとって当該標識の商標としての登録及び使用に同意を与える権利を有すると思われる者からの書面による承諾を取得するよう要求することができる。

(2) (1)の規定は、第 28 条又は第 29 条を適用する場合は、適用しない。

第 28 条 条約国の国旗、国の記章等を含む商標の登録可能性

局長は、関係国の当局の許可を得ないでは、次の事項の表示を含む商標を登録してはならない。

(a) 条約国の国旗。ただし、局長が、提案されている方法でのその国旗の使用が前記の許可を得ないでも許容されると考えるときは、この限りでない。又は

(b) パリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されている、条約国の紋章又はその他の国の記章、又は

(c) 公の標識又は印章であって、

(i) 条約国により採用されており、かつ

(ii) 登録されるべき商標に係る商品又はサービスと同一若しくは類似の種類の商品又はサービスについての監督及び証明を表示しており、かつ

(iii) パリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されているもの

第 29 条 一定の国際機関の紋章等を含む商標の登録可能性

(1) 局長は、関係する国際機関の許可を得ないでは、1 又は複数の条約国が構成国である国際的政府間機関の紋章、旗章若しくは他の記章、又は略称若しくは名称を含む商標を登録してはならないものとするが、ただし、当該国際機関のその紋章、旗章若しくは他の記章、又は略称若しくは名称がパリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されていることを条件とする。

(2) (1)の規定に拘らず、局長は商標の登録をすることができるが、ただし、局長が、関係す

る国際機関の紋章，旗章若しくは他の記章，又は略称若しくは名称が提案されている方法で使用される場合について，次のように考えることを条件とする。

- (a) その機関とその商標との間に関連性が存在すると公衆に示唆する虞がない，又は
- (b) その使用者とその機関との間の関連性の存在に関して公衆を誤解させる虞がない。

第 30 条 如何なる場合に記章等はパリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されるか

第 28 条及び第 29 条の適用上，条約国の国章(国旗を除く)又は条約国により採用された公の標識若しくは印章，又は国際機関の記章，略称若しくは名称のうち該当する事情にあるものは，次の条件が満たされる場合，かつ，その範囲においてパリ条約又は TRIPS 協定に基づく保護を受ける。

- (a) 該当する条約国又は国際機関がニュージーランドに対し，パリ条約第 6 条の 3(3)に従い，又は TRIPS 協定により適用される同条に基づいて，前記の国の記章，公の標識若しくは印章，又は記章，略称若しくは名称のうち該当する事情にあるものを保護することを希望する旨を通告しており，かつ
- (b) その通告が有効に存続しており，かつ
- (c) ニュージーランドが，それに対してパリ条約第 6 条の 3(4)に従い又は TRIPS 協定により適用される同条に基づいて異論を申し立てていないか，又は申し立てた異論がある場合は，それが取り下げられていること

第3部 商標登録の取得手続及びその他の事項

副部1 序

第31条 商標の分類

- (1) 商標登録のためには、商品及びサービスは、商標登録の出願時に効力のある版のニース分類に従って分類されなければならない。
- (2) 何れかの商品又はサービスが属する類に関して生じる疑義は、局長によって決定されなければならない、その決定を最終的なものとする。

副部 2 出願

一般

第 32 条 出願：その方法

(1) 商標又は連続商標の所有者であると主張する者は、所定の手数料があるときはそれを納付して、所定の方法があるときはその方法により、次の事項に関して使用している又は使用する予定である商標又は連続商標についての登録出願をすることができる。

(a) 1 又は 2 以上の類に含まれる特定の商品又はサービス

(b) 1 又は 2 以上の類に含まれる特定の商品及びサービス

(2) 局長は、標識の使用又は意図されている使用によって指定が正当化される場合を除き、1 の類に含まれている商品及びサービスのすべて又は多種類の商品若しくはサービスに関して、商標を登録してはならない。

第 33 条 共同出願

2 又はそれ以上の者は共同出願をすることができる。ただし、それらの者の中の一方又は何れかの者が、それらの者の双方若しくは全員を代表して、又はそれらの者の双方若しくは全員が業として関連している商品又はサービスに関して、その商標を使用する権利を有する場合に限る。

出願の優先権

第 34 条 同一又は類似の商標に係る登録出願の優先権

(1) 異なる者が、商標であって、同一であるか又は相互に類似しており、かつ、同一又は類似の商品又はサービスに関するものについて個別に登録出願をしたときは、局長によって受領された最初の出願が他のすべての出願に対して優先権を有し、手続を遂行することができる。

(2) 異なる者が、商標であって、同一であるか又は相互に類似しており、かつ、同一又は類似の商品又はサービスに関するものについて個別に登録出願をし、それらの出願が局長により同時に受領された場合は、

(a) 各出願は、同等の優先権を有し、かつ、手続を遂行することができ、また

(b) 局長は、各出願人に対して他の各出願について通知しなければならない。

(3) (2)の規定の適用上、同日に受領された 2 以上の出願は、同時に受領されたものとして取り扱われるものとする。

(4) 第 36 条は、本条の規定に優先する。

第 35 条 優先権のない出願に関する局長の義務

局長は、

(a) 出願であって、他のすべての出願に対して第 34 条(1)に基づく若しくは第 36 条に基づく優先権を有していないか、又は第 34 条(2)に基づく同等の優先権を有していないものに係る各出願人に対し、当該出願人の優先権の順位を通知しなければならず、また

(b) 優先権のその順位に従って各出願を決定しなければならない。

第 36 条 条約国出願が関係する出願の優先権

(1) 条約国において商標の登録出願をした者(その国が条約国になる前であったか後であったかを問わない)若しくはその法定代理人又はその譲受人は、出願が条約国出願の出願日から 6 月以内に行われた場合は、他の出願人に優先してその商標の登録を受ける権原を有し、その登録は条約国における出願日と同一日付を有する。

(2) (1)の規定は、何れかの者が条約国において行った最初の商標出願に限って適用し、当該人によるその商標に対するその後の出願には適用しない。

(3) (1)にいう 6 月の期間におけるニュージーランドでの商標の使用は、条約国出願が関係する商標についての登録出願の優先権に影響を及ぼさない。

第 37 条 出願の取下等

(1) 出願人は何時でも、出願を取り下げ又は指定を減縮することができる。

(2) 出願は、出願人の請求により、次の事項のみを訂正することにより、変更することもできる。

(a) 出願人の名称若しくは宛先、又は

(b) 瑕疵若しくは遺漏。ただし、局長の見解として、瑕疵又は遺漏の訂正が、出願の意味又は範囲を実質的に変更しない場合に限る。

第 38 条 如何なる場合に局長又は裁判所は出願を補正することができるか

(1) 局長又は裁判所の内の何れか該当する方は、如何なる時にも(受理の前であるか後であるかを問わない)出願に関連する瑕疵を訂正することができる。

(2) 第 37 条(2)(b)は、(1)の規定に優先する。

出願の受理又は拒絶

第 39 条 出願の審査

局長は出願を、それが本法の要件を遵守しているか否かを決定するために審査しなければならない。

第 40 条 出願の受理

局長は、局長が適当と考えるすべての条件が満たされることを条件として、本法の要件を遵守する出願を受理しなければならない。

第 41 条 要件不遵守の出願の場合は、出願人に通知しなければならない

局長は出願が本法の要件を満たしていないと判断したときは、次のことを行わなければならない。

(a) 出願人に通知すること、及び

(b) 出願人に対し、局長が指定する期間内に応答するか又は第 37 条に記載されている事項のみを訂正することによって補正をする機会を与えること

第 42 条 出願の受理の取消

(1) 局長が次の事実を認めたときは、出願が関係する商標が登録される前に、局長はその出願の受理を取り消すことができる。

- (a) 出願が、局長によりなされた錯誤若しくは怠慢のため受理されたこと、又は
- (b) その商標に関係する他の出願が第 36 条に基づく優先権を有すること

(2) 局長が出願の受理を取り消したときは、

- (a) 出願は受理されなかったものとして取り扱われ、かつ
- (b) 第 39 条の規定が、再びその出願に適用される。

第 43 条 出願の拒絶

出願人が、局長によって指定された期間内に、商標登録のための本法の要件を満たしたことを局長に認めさせなかった場合は、局長はその出願を拒絶しなければならない。

第 44 条 出願の放棄

(1) 局長が、局長によって指定された期間内に、第 41 条に基づく通知に対する出願人の応答を受領しなかった場合は、局長は、その出願を放棄されたものとして取り扱わなければならない。

(2) 出願が次の手続の結果を待っている場合は、局長は、その出願が(1)に基づいて放棄されたものとして取り扱ってはならない。

- (a) 先の出願に係る異議申立の手続、又は
- (b) 先の登録に係る抹消、取消又は無効の手続

第 45 条 出願の条件付受理又は拒絶の理由等は、出願人に通知されなければならない

局長は、出願人からその旨の請求を受けたときは、局長の決定理由及びその決定に到達するために使用した資料について書面をもって陳述しなければならない。

受理した出願についての公告

第 46 条 受理された出願についての公告

局長は、受理された出願が、所定の方法がある場合はそれに従って公告されるようにしなければならない。

副部 3 出願に対する異議申立

第 47 条 受理された出願に対する異議申立

- (1) 人は所定の期間内に、かつ、所定の方法により、出願に対する書面による異議申立を局長宛に出すことができる。
- (2) 異議申立書は、異議申立理由の陳述及び所定の事項を含まなければならない。
- (3) 局長は、異議申立書の写しを出願人に送付しなければならない。

第 48 条 出願人の反対陳述書

- (1) 異議申立書の送付を受けた出願人は、所定の期間内に局長に対し、出願人がその出願に関して依拠している理由についての反対陳述書を送付しなければならない。
- (2) 出願人が局長に対して所定の期間内に反対陳述書を送付しなかった場合は、出願人はその出願を放棄したものとみなされる。
- (3) 出願人が局長に反対陳述書を送付した場合は、局長は、すべての異議申立人に反対陳述書の写しを送付しなければならない。

第 49 条 異議申立に関する局長の決定

局長は、

- (a) その旨の請求を受けた場合は、当事者を聴聞し、かつ
- (b) 証拠を審理し、かつ
- (c) 商標を登録すべきか否か、また、登録に関して付すべき条件がある場合は、如何なる条件を付すかを決定しなければならない。

副部 4 商標の登録

第 50 条 如何なる場合に商標は登録されなければならないか

(1) (2)の規定に従うことを条件として、局長がその商標についての登録出願を受理しており、かつ、次に該当する場合は、局長は商標を登録しなければならない。

(a) 次の条件、すなわち、

(i) 第 47 条による異議申立が出されていないこと、又は

(ii) すべての異議申立手続は取り下げられているか、又はその手続において商標の登録を許可することを認める決定がされていること、

が満たされていること、及び

(b) 局長が出願の受理を取り消す意図を有していないこと

(2) 局長は、登録出願日から 6 月が経過するまではその商標を登録してはならない。

第 51 条 登録に関する局長の義務

商標登録をしたときは、局長は、

(a) 登録簿に実際の登録日及びみなし登録日を記入し、また

(b) 出願人に対して登録証を交付し、また

(c) 連続商標の登録出願の場合は、1 登録において連続したものとしての商標を登録しなければならない。

第 52 条 局長は一定の事情においては遺言検認書又は遺産管理状の提出を免除することができる

(1) 局長は、所定の方法による申請及び所定の手数料の納付を受けたときは、遺言検認書又は遺産管理状の提出を命じることなく、次のことを行うことができる。

(a) 登録商標の所有者が、本法施行の前であるか後であるかを問わず、既に死亡している場合は、有資格者をその商標の所有者として登録すること

(b) 出願人が、本法施行の前であるか後であるかを問わず、その商標の登録前に死亡している場合は、有資格者がその出願手続を完了するのを許可すること、及び同人をその商標の所有者として登録すること

(2) 本条の規定に基づいて商標の所有者として登録されるすべての有資格者は、その商標に影響を及ぼす既存の利害関係及び衡平法上の権利のすべてに従うことを条件として、その商標を保持しなければならない。

(3) 1969 年遺産管理法第 70 条又は第 73 条の如何なる規定も、本条の規定を制限するものではない。

第 53 条 登録証の再交付

局長は、次の条件が満たされる場合は、再交付登録証を発行することができる。

(a) 所定の方法により、登録証の再交付申請がなされたこと、及び

(b) 所定の手数料がある場合は、それが納付されたこと

副部 5 証明商標に関する追加事項

第 54 条 如何なる場合に証明商標の使用を規制する規約を提出しなければならないか

局長が証明商標の登録出願に関する決定をする前に、出願人は、局長の承認を得るために、証明商標の使用を規制する規約の草案を局長に提出しなければならない。

第 55 条 証明商標の登録出願についての審理

(1) 局長又は裁判所が証明商標の出願を取り扱うときは、局長又は場合により裁判所は、次の事項を審理しなければならない。

- (a) 第 32 条に基づく、出願に関連性のある事項、及び
- (b) その証明商標がそのような商標であると表示すべきであるか否かということ、及び
- (c) 出願人は、登録しようとしている証明商標に係る商品又はサービスを証明する資格を有しているか否かということ、及び
- (d) 規約草案が(2)に関して満足することができるものであるか否かということ、及び
- (e) すべての事情を考慮して、出願されている登録が公共の利益になるか否かということ

(2) (1) (d) の規定の適用上、規約は、

- (a) 所有者が次の事項、すなわち、
 - (i) 商品又はサービスを証明すること、及び
 - (ii) 商標の使用を許可することを、

如何なるときに行うかについての規定を含まなければならない、また

- (b) 局長が(事情に応じて)規約に挿入することを要求又は許可する前記以外の規定(例えば、所有者が規約に従って商品若しくはサービスを証明すること又はその商標の使用を許可することを拒絶したときに局長に不服申立をする権利)を、要求があったときは含まなければならない、許可があったときは含むことができる。

第 56 条 承認された規約はニュージーランド知的財産庁に寄託しなければならない

局長が規約草案を承認した後、登録証明商標の使用を規制する当該承認された規約は、閲覧のためにニュージーランド知的財産庁に寄託されなければならない。

副部 6 如何なる場合に商標登録は消滅するか

登録の存続期間

第 57 条 登録の存続期間

- (1) 本法に基づく商標登録の存続期間は、みなし登録日に始まる 10 年の期間、有効とする。ただし、商標の登録が存続期間の満了前に消滅したときは、この限りでない。
- (2) 本条は、最初に 1953 年商標法に基づいて登録された商標には適用しない。

登録の更新

第 58 条 登録の更新

商標登録は第 59 条に従い、その後の 10 年を単位とする期間について更新することができる。

第 59 条 商標登録の満了が差し迫っていることに関する通知

- (1) 局長は、登録商標の所有者から所定の方法により、所定の期間内に申請を受けたときは、その商標の登録を登録の満了日から更新しなければならない。
- (2) 商標登録が満了する前に、かつ、所有者が(1)に基づく申請をしなかった場合は、局長は、所定の方法によりその所有者に対し、次の事項に関する通知を送付しなければならない。
- (a) 商標登録の予定満了日、及び
- (b) 登録更新の取得を可能にする上での基礎である手数料の納付その他の条件、及び
- (c) 10 年期間の満了時に(b)にいう条件が満たされていない場合の登録の削除であって、登録簿への商標の回復に関して局長が指定する条件に従うことを条件とするもの
- (3) 10 年期間の満了時に次の事情がある場合は、登録簿への商標の回復について局長が指定する条件に従うことを条件として、局長は、登録簿からその商標を削除しなければならない。
- (a) 満了日の通知が(2)(a)の規定に基づいて送付されており、かつ
- (b) (2)(b)にいう条件が満たされていないこと

第 60 条 更新手数料の不納により登録簿から削除された商標の地位

- (1) 更新手数料の不納により削除された商標は、後の出願による登録可能性を決定するとき、登録商標の満了後 1 年間について考慮されなければならない。
- (2) (1)は、局長が次の事項の何れかを認める場合は、適用しない。
- (a) 削除された商標について、削除の直前の 2 年間においては、真正の使用がなかったこと、又は
- (b) 削除された商標についての従前の使用を理由とする出願の対象である商標の使用によって、誤認又は混同が生じる虞がないこと

商標登録の自発的抹消

第 61 条 商標登録の自発的抹消

商標登録は、その登録に係る商品又はサービスの全部又は一部について所有者がそれを抹消

することができる。

商標登録の強制的抹消又は変更

第 62 条 条件違反を理由とする商標登録の抹消又は変更

局長又は場合により裁判所は、被害者からの申請に基づき又は局長の職権により、商標に関して登録簿に記入されている条件が遵守されなかったことを理由として、商標登録を抹消又は変更する命令を出すことができる。

第 63 条 証明商標登録の抹消又は変更

局長は、被害者からの申請に基づき又は局長の職権で、次の理由の何れかに基づいて、証明商標に関する登録簿上の記入事項を抹消若しくは変更すべき旨、又は寄託されている使用規約を変更すべき旨を命じることができる。

- (a) 所有者が、証明標章の登録に係る商品又はサービスについて証明をする権限をもはや有していないこと
- (b) 所有者が、寄託した規約を遵守していないこと
- (c) その商標を登録しておくことが公共の利益にならないこと
- (d) 規約を変更することが公共の利益になること

第 64 条 団体商標登録の抹消又は変更

局長は、被害者からの申請に基づき又は局長の職権で、次の理由の何れかに基づいて、登録簿上の団体商標に関する記入事項を抹消又は変更すべき旨を命じることができる。

- (a) それに係る共同団体が何れかの法律による非合法団体であること、又は
- (b) それに係る共同団体がもはや存在していないこと、又は
- (c) その商標を登録しておくことが公共の利益にならないこと

商標登録の取消

第 65 条 商標登録の取消申請

- (1) 被害者は、局長又は裁判所に対し商標登録の取消申請をすることができる。
- (2) 局長又は裁判所は、訴権濫用である、商標登録の取消申請を拒絶することができる。

第 66 条 商標登録の取消理由

- (1) 商標登録は、次の理由の何れかに基づいて取り消すことができる。
 - (a) 商標がそのときの所有者により、その登録に係る商品又はサービスについて、ニューゼーランドにおける業としての真正の使用が、連続して3年以上の期間全くされていないこと
 - (b) [廃止]
 - (c) 所有者の行為又は無為の結果、商標がその登録に係る商品又はサービスについて一般公衆に使用される普通名称になっていること
 - (d) 次の事情があること、すなわち、
 - (i) それに係る物品若しくは物質が以前は特許に基づいて製造されていたか、又はそれに係

るサービスが以前は特許方法であったこと、及び

(ii) 特許の満了から2年以上の期間が経過していること、及び

(iii) それに係る文言が物品、物質又はサービスについての単なる実用的な名称又は説明であること

(e) 商標登録に係る商品又はサービスについての所有者による又は所有者の同意を得た商標の使用の結果、商標が、例えばその商品又はサービスの性質、品質又は原産地等に関して公衆に誤認又は混同を生じさせる虞があること

(1A) (1) (a)の適用上、連続した期間とは、実際の登録日後の日に始まり、取消申請の1月前まで中断なく続く期間をいう。

(2) ただし、(1)の規定に拘らず、不使用が商標所有者による制御の及ばない特殊事情によるものである場合は、その商標は、不使用を理由として取り消すことができない。

(3) 商標登録は、その使用が前記3年期間の満了後であるが、取消申請が行われる前に開始又は再開された場合は、(1) (a)を理由として取り消してはならない。

(4) (3)にいう使用の開始又は再開であって、前記3年期間の満了後であるが取消申請が行われる前1月以内でのものは、無視しなければならない。ただし、その開始又は再開の準備が、取消申請が行われるかもしれないことを商標所有者が知る前に始まっている場合は、この限りでない。

第67条 不使用を理由とする商標登録取消に関する立証責任

所有者又はライセンシーが第66条(1) (a)に基づく商標登録の取消申請に異議申立をしようとする場合は、所有者又はライセンシーは、局長又は裁判所により指定された期間内に、

(a) 第66条(1) (a)の理由が申請の基礎となっているときは、商標使用の証拠を提出しなければならない、又は

(b) 第66条(2)が適用されるときは、商標の不使用を正当化する特殊事情を挙げなければならない。

第68条 商標登録の取消

(1) 取消理由が商標登録に係る商品又はサービスの一部のみに関して存在する場合は、取消は、それら商品又はサービスのみを対象とする。

(2) 商標登録が何らかの範囲で取り消される場合は、所有者の権利は、その範囲で、次の日に消滅する。

(a) 商標登録の取消申請日、又は

(b) 局長若しくは裁判所が商標登録の取消理由がそれより早い日に存在していたと認めるときは、その該当日

商標使用に関する権利の部分放棄

第69条 所有者による自発的な、商標に関する権利の部分放棄

商標の所有者は、商標の如何なる部分に関する排他的使用権も放棄することができる。

第 70 条 登録を取り消さないための条件としての、商標に関する権利の部分放棄

第 66 条(1)(c)又は(d)に指定される理由が存在している場合は、局長又は裁判所は、商標登録が取り消されないようにするための条件として、商標の所有者に何れかの商品又はサービスについての文言に関する排他的使用権を放棄するよう命じることができる。

第 71 条 公共の利益を理由とする、商標に関する権利の部分放棄

局長又は裁判所が、商標を登録簿に登録すべきであるか否か又は登録簿に残すべきであるか否かを決定するに際し、そうすることに公共の利益があると考えられる場合は、局長又は裁判所は、それを登録簿に存在させる条件として、商標の所有者に対して次の事項を要求することができる。

- (a) それに係る商標の何れかの部分について排他的使用の権利を放棄すること、又は
- (b) 局長若しくは裁判所が登録に基づく所有者の権利を明確にするために必要であると考えられる前記以外の権利の部分放棄をすること

第 72 条 権利の部分放棄により影響を受ける権利

登録簿に記入された権利の部分放棄は、商標所有者の権利であって、権利についての当該部分放棄を行う対象である商標登録から生じるものに限って影響を及ぼす。

商標登録の無効

第 73 条 商標登録の無効

- (1) 局長又は裁判所は、被害者(文化に関して被害を受けた者を含む)からの申請を受けたときは、商標登録を、その商標がみなし登録日において第 2 部にに基づき登録を受けることができなかつた範囲で、無効であると宣言することができる。
- (2) (1)の規定に拘らず、登録後に識別性を獲得した商標の登録に関しては、その商標がみなし登録日において第 18 条(1)(b)、(c)、又は(d)に基づき登録を受けることができなかつた場合であっても、無効宣言をしてはならない。
- (3) 局長又は場合により裁判所は、訴権の濫用である無効宣言申請を拒絶することができる。

第 74 条 無効宣言の効力

- (1) 商標登録が何らかの範囲内で無効であると宣言された場合は、
 - (a) その商標は、その範囲内で、登録されなかつたものとして取り扱われ、かつ
 - (b) 局長は、それに応じて登録簿を変更することができる。
- (2) 商標登録が無効であると宣言される前にその登録商標に関して行われた取引は、その有効性について影響を受けない。

第 75 条 商標登録の有効性に関する推定

商標登録は、みなし登録日から 7 年の満了後、次の条件に該当する場合を除き、有効であるとみなされる。

- (a) 登録が詐欺により取得されたこと、又は
- (b) その商標が、第 17 条(1)若しくは(2)に記載されている理由の何れかにより登録されるべ

きでなかったこと，又は

(c) 登録が第 66 条に記載されている理由の何れかにより取り消すことができること

登録簿の更正

第 76 条 登録簿の更正又は訂正

(1) 利害関係を有する者は，登録簿における瑕疵又は遺漏についての更正を申請することができる。

(2) 登録簿の更正を求める申請は，局長又は裁判所の何れかに対してすることができる。

(3) 登録簿の更正を求める申請は，商標登録の有効性に影響を及ぼす事項に関しては，することができない。

(4) 登録簿の更正の効果は，局長又は裁判所が別段の指示をした場合を除き，瑕疵又は遺漏がなかったものとして取り扱われることである。

副部 7 その他の事項

登録商標に関する変更

第 77 条 登録商標の変更は許可されない

登録商標の所有者は、実際の登録日後はその登録商標を変更することができない。

第 78 条 登録簿の変更

商標の実際の登録日後、局長は、次の事項をすることができる。

- (a) 商標に係る所有者の請求により、所有者の登録簿上の名称又は宛先についての変更を許可すること
- (b) 商標所有者の請求により、商標登録に係る商品若しくはサービスから、何れかのもの又は類を削除すること
- (c) 商標所有者の請求により、
 - (i) その商標に関する覚書を記入すること。ただし、その覚書が如何なる意味でもその商標の既存の登録によって与えられた権利を拡大しないことを条件とする。又は
 - (ii) 覚書を変更すること。ただし、その変更が如何なる意味でもその商標の既存の登録によって与えられた権利を拡大しないことを条件とする。又は
 - (iii) 覚書を削除すること。ただし、その削除が如何なる意味でもその商標の既存の登録によって与えられた権利を拡大しないことを条件とする。

証明商標規約の変更

第 79 条 証明商標規約の変更

- (1) 局長は、登録証明商標の所有者から申請を受けたときは、証明商標の使用を規制する規約を変更することができる。
- (2) (1)の規定に基づいて申請した登録証明商標の所有者は、局長の承認を得るために、変更した規約の草案を局長に提出しなければならない。

第 80 条 規約の変更を求める申請の公告

- (1) 局長は、登録証明商標に係る規約についての変更申請を、所定の方法がある場合は、その方法によって公告させるようにしなければならない。
- (2) 指定された期間内に何人かが、同人は規約の変更に異議を申し立てる旨を局長に通知した場合は、局長は、当事者に聴聞を受ける機会を与えることなしには、申請についての決定をしてはならない。

譲渡又は移転

第 81 条 一定の譲渡又は移転に関する局長の証明 [廃止]

第 82 条 商標についての権原の登録

- (1) 商標は、登録に係る商品又はサービスの全部又は一部に関し、譲渡及び移転することができる。
- (2) 商標についての権原の譲渡又は移転が商標登録日より後である場合は、次のいずれかの者が局長に新商標権者の登録を申請することができる。
 - (a) 商標権者として登録されていた者
 - (b) 商標を譲渡又は移転された者
- (3) 新商標権者の証明がされたときは、局長は、
 - (a) 新商標権者を、譲渡又は移転が効力を有する、商品又はサービスに関する商標の所有者として登録しなければならない、また
 - (b) 新所有者名義で代替の登録証を発行することができ、また
 - (c) 譲渡証書、移転証書若しくは権原を証明するために提出されたその他の書類又はそれら書類の謄本を公的記録としてファイルしなければならない。
- (4) 商標についての権原の譲渡又は移転が商標登録日より前である場合は、次のいずれかの者が局長に出願の出願人の名称の変更を申請することができる。
 - (a) 商標登録出願者
 - (b) 商標を譲渡又は移転された者
- (5) 新商標権者の証明がされたときは、局長は、
 - (a) 出願の出願人の名称を変更し、かつ、
 - (b) 譲渡証書、移転証書若しくは権原を証明するために提出されたその他の書類又はそれらの書類の謄本を公式記録としてファイルしなければならない。

ライセンシー [廃止]

第 83 条 ライセンシー登録の申請 [廃止]

第 84 条 ライセンシー登録 [廃止]

第 85 条 商標を使用する権利の譲渡又は移転

本法の如何なる規定も、ライセンシーが商標使用の権利を譲渡又は移転することを妨げるものではない。

第 86 条 ライセンシー登録の変更 [廃止]

第 87 条 ライセンシー登録の抹消 [廃止]

第4部 訴訟手続

副部1 権利侵害に対する民事手続

本法が他の権利に及ぼす影響

第88条 本法が他の権利に及ぼす影響

本法の如何なる規定も次のものに影響を及ぼさない。

- (a) 詐称通用に関する法律，又は
- (b) 1986年公正取引法に基づく権利，又は
- (c) 1994年地理的表示法に基づく権利

権利侵害となる行為

第89条 同一又は類似の標識が業として使用された場合の権利侵害

(1) 人が何れかの登録商標に関し，それを使用する権利を有さず，かつ，業として，次の標識を使用したときは，当該人はその登録商標を侵害する。

- (a) その商標の登録に係る商品又はサービスの何れかに関して，登録商標と同一である標識，又は
 - (b) その商標の登録に係る商品又はサービスの何れかに類似する商品又はサービスに関して，登録商標と同一である標識。ただし，その使用が誤認若しくは混同を生じる虞があることを条件とする。又は
 - (c) その商標の登録に係る商品又はサービスの何れかと同一又は類似の商品又はサービスに関して，登録商標と類似する標識。ただし，その使用が誤認若しくは混同を生じる虞があることを条件とする。又は
 - (d) その商標の登録に係る商品又はサービスの何れとも類似していない商品又はサービスに関して，登録商標と同一若しくは類似の標識。ただし，その商標がニュージーランドにおいて周知であり，かつ，その標識の使用がその商標の識別性又は名声を不当に利用するか若しくはそれに対して有害であることを条件とする。
- (2) (1)の規定は，その標識が，その標識の使用が商標の使用であると受け取られる虞のある方法で使用される場合に限り，適用する。
- (3) 第92条から第98条までは，本条に優先する。

第90条 契約上の一定の義務を守らない場合の権利侵害

- (1) 次の事情においては，登録商標の権利が侵害される。
- (a) 商品の購入者又は所有者と登録商標の所有者又はライセンシーとが，その商品の購入者又は所有者が，その商品に関し，(2)に記載する何れの行為も実行しないことを要求する書面による契約を締結しており，かつ
 - (b) そのときの商品所有者が，
 - (i) 契約義務を認知しており，かつ
 - (ii) 業として，又は業として当該商品を取り扱う目的で，それらの行為の何れかを実行する

か又は許可し、かつ

(iii) 契約義務についての通知を受ける前に、有償かつ善意で当該商品を購入しておらず、かつ

(iv) (iii)が適用される所有者の権原の承継人でない場合

(2) (1)にいう行為とは、次のことである。

(a) 商品の状態、外装、若しくは包装が契約に指定されている形で変更された後での、その商品への商標の利用

(b) 商標が商品に付されている場合において、

(i) 商標の変更、一部除去又は一部抹消

(ii) その商品への他の商標の利用

(iii) 商品に対する、商標の評判に害を与える虞のある文面資料の追加

(c) 商標が商品に付されており、かつ、所有者又はライセンシーとその商品との間の業としての関連を示す他の事項もその商品に表示されている場合において、商標の除去又は抹消。その場合、それが、全部であるか一部であるかを問わない。

第 91 条 権利侵害が会社名の使用から生じたということは抗弁ではない

商標に関する権利侵害訴訟において、権利侵害が会社の登録に係る名称の使用から生じたということは抗弁ではない。

権利侵害にならない行為

第 92 条 商標が登録によって保護されない状況において使用される場合の権利の不侵害

登録商標は、登録簿に記入されている、商標に関する条件を考慮したとき、登録の効力が及ばないことになる方法による又は状況においての商標の使用によっては侵害されない。

第 93 条 2 以上の同一又は類似の登録商標が使用される場合での権利の不侵害

登録商標は、他の商標の登録に係る商品又はサービスに関する当該他の登録商標の使用によっては侵害されない。

第 94 条 登録商標に関する比較広告は権利侵害にならない

比較広告のための登録商標の使用によっては、その登録商標の権利は侵害されないが、ただし、工業的又は商業的事項に関する誠実な慣行に従っていない使用は、その使用が正当な理由なく、当該商標の識別性又は名声を不正に利用するか又はそれを害する場合は、当該商標を侵害するものとして取り扱わなければならない。

第 95 条 誠実な慣行は侵害にならない

ある者が工業的又は商業的事項に関する誠実な慣行に従って次のものを使用した場合は、当該人は登録商標を侵害しない。

(a) 当該人の名称又は当該人の事業所の名称、又は

(b) 当該人の営業上の前任者の名称又は当該人の前任者の営業所の名称、又は

(c) 次のものを表示する標識

- (i) 商品又はサービスの種類、品質、用途、価格、原産地、若しくはその他の特徴、又は
- (ii) 商品生産若しくはサービス提供の時期、又は
- (d) 商品(特に付属品又は予備部品)又はサービスの用途を表示するために合理的に必要なである場合の商標

第 96 条 無登録商標の一定の継続的使用は侵害にならない

(1) 登録商標(「商標 A」)は、次の事情においては、無登録商標(「商標 B」)の使用によって侵害されない。

(a) 商標 B は、商標 A と同一であるか又は類似しており、かつ、商標 A の登録に係る商品又はサービスと同一であるか又は類似している何れかの商品又はサービスについて使用されており、かつ

(b) 商標 B が、次の日の内の何れか早い方より前に、その所有者若しくは所有者の権原上の前任者により業としてそれらの商品又はサービスについて使用されていた場合

(i) 商標 A についてのニュージーランドにおける登録出願日、又は

(ii) 商標 A がその所有者若しくは権原上の前任者により最初に使用された日、及び

(c) 商標 B が、その日以来、所有者の権原上の前任者がいる場合はその前任者及び所有者により、業としてそれらの商品及びサービスについて継続して使用されている場合

(2) 本法の如何なる規定も、登録商標の所有者に対して、次の行為をする権利を付与するものではない。

(a) その登録商標と同一又は類似の商標の他人による使用であって、当該他人又は登録商標の所有者の権原上の前任者が 1994 年商標改正法の施行より前である日からその商標を継続して使用していた商品又はサービスに関するものについて、その使用を妨げ若しくは抑止すること。ただし、前記の日以前において、当該他人によるその商標の使用が、登録によって与えられた、最初に述べた商標についての使用権を侵害していなかったことを条件とする。又は

(b) (使用が証明された場合において)当該他人が、それらの商品若しくはサービス、又はそれと類似する商品若しくはサービスに関し、同一又は類似の商標について登録簿に記入されることに異論を唱えること

第 97 条 一定の同一又は類似の商品についての使用は侵害にならない

商品に関して登録されている商標は、その所有者又はライセンシーと業として関連している同一又は類似の商品についてのその商標の使用によっては侵害されない。ただし、それらの商品又はそれらが構成する主な部分に関して、

(a) 所有者又はライセンシーがその商標を使用し、その後それを除去若しくは抹消しないであるか、又は

(b) 所有者又はライセンシーがその商標の使用に同意していることを条件とする。

第 97A 条 登録商標によって与えられる権利の消尽

(1) 登録商標は、次の 1 又は 2 以上の状況において、その商標の下に世界中の何れかの市場に出された商品に関するその商標の使用(宣伝目的での使用を含む)によっては侵害されない。

(a) 所有者による使用

- (b) 所有者の明示若しくは黙示の同意を得た使用
- (c) 所有者の特殊関係人による使用
- (2) (1) (c)の適用上, 所有者の特殊関係人となるのは次の場合とする。
 - (a) 両者が同じグループ会社に属している場合, 又は
 - (b) 両者が法人であって, 実質的に同じ構成員からなるか, 又は直接的若しくは間接的に同じ人の管理下にある場合, 又は
 - (c) 両者の一方が, 他方による商標の使用を実質的に管理している場合, 又は
 - (d) 第三者が, 両者の個々による使用を実質的に管理している場合
- (3) (2)の適用上,
 - (a) グループ会社には, 1993 年会社法の第 5 条が意味する範囲での持ち株会社及びその子会社が含まれ, また
 - (b) ある者が商標の使用を実質的に管理するとは, 当該人が商標の使用を許可できるか, 又はその使用方法について大きな影響力を有する場合をいい, その許可や影響が如何なる形で生じるかを問わない(例えば, 直接的か間接的かを問わず, 所有権限, 契約, 協定, 合意, これらの組合せ又はその他によるかを問わない)。

第 98 条 如何なる場合に所有者又はライセンシーは登録商標の使用を承諾しているか

- (1) 第 97 条 (a) の適用上, 所有者若しくはライセンシーによる商標の使用に関する協定を, 当該所有者若しくはライセンシーが締結している相手方がその使用を承諾している場合は (その承諾に何らかの条件が付されているか否かを問わない), 所有者又はライセンシーは, 商標の使用に同意しているものとみなされる。
- (2) (1) の規定は, 1981 年医薬品法第 32A 条の規定に基づいて政府が輸入した医薬品に関する商標の使用に限り適用する。

第 99 条 無登録商標については侵害訴訟を提起することができない

何人も無登録商標についての侵害を防止し又は侵害に対する損害を回収する訴訟を提起することはできない。

第 100 条 登録商標についての侵害訴訟を提起することができる時期

登録商標の所有者は, 次の事情において, 登録商標についての侵害訴訟を提起することができる。

- (a) その登録出願が第 36 条に基づく優先権を有する登録商標に関しては, 侵害が, その商標の登録に関するニュージーランドにおける出願日以後に発生した場合, 又は
- (b) 他のすべての登録商標に関しては, 侵害がその商標のみなし登録日以後に発生した場合

登録商標の侵害に対する救済を申請することができるのは誰か

第 101 条 登録商標の侵害に対する救済を申請することができるのは誰か

登録商標の所有者, 又は団体商標の場合は共同団体の代理として手続をする 1 又は 2 以上の構成員は, 商標が侵害されたときは, 裁判所に救済を申請することができる。

第 102 条 ライセンシーは登録商標の所有者に訴訟提起を請求することができる

当事者間の合意に従うことを条件として、登録商標のライセンシーは、その登録商標の所有者に対し、登録商標の侵害行為を防止するための訴訟を提起するよう請求することができる。

第 103 条 登録商標の所有者が訴訟を提起しなかった場合の成り行き

登録商標の所有者が、ライセンシーが所有者に訴訟を提起するよう請求してから 2 月以内に訴訟を提起することを拒絶したか又は無視した場合は、ライセンシーは、ライセンシーが所有者であるものとしてライセンシー自身の名義で侵害に対する訴訟を開始することができる。

第 104 条 ライセンシーが訴訟を開始した場合の成り行き

ライセンシーが第 103 条に基づいて訴訟を開始した場合は、

- (a) 所有者はその訴訟の被告となるが、
- (b) 所有者は、その訴訟で自らが抗弁する場合を除き、費用を負担する義務を負わない。

正当化されない訴訟

第 105 条 正当化されない訴訟

(1) ある者が登録商標の侵害を主張する訴訟を提起した場合は、裁判所は、提起された訴訟の相手方からの申請に基づいて、次の事項を行うことができる。

- (a) 訴訟の提起は正当化されない旨を宣言すること
 - (b) 提起された訴訟の相手方が被った損害に対する賠償金の支払命令を出すこと
- (2) 裁判所は、訴訟を提起した者が、訴訟提起に係る行為がその商標の侵害を構成したこと、又はその行為が行われていれば侵害を構成したであろうことを立証した場合は、本条に基づく救済を付与してはならない。
- (3) 本条の規定は、ニュージーランド高等裁判所の法廷弁護士又は事務弁護士に対し、その職業的資格において依頼人のために行った行為に関し、本条に基づく訴訟についての責任を課すものではない。

侵害行為に対して取得することができる救済の種類

第 106 条 登録商標の侵害に対して取得することができる救済の種類

裁判所に救済を求める申請がされた場合には、裁判所が付与することができる救済は次の事項を含む。

- (a) 裁判所が適当と考える条件に基づく差止命令
- (b) 損害賠償又は利益の返還

第 107 条 団体商標の侵害に対する損害賠償

団体商標の侵害に対する損害賠償を請求する場合において、団体商標を所有する共同団体(又は共同団体の代理として訴訟を提起する 1 若しくは 2 以上の構成員)は、侵害行為の結果として構成員が蒙った又は構成員に生じた損害若しくは利益の喪失を考慮することができる。

第 108 条 違反標識の消去等に関する命令

(1) ある者が、登録商標を使用する排他的権利を侵害した場合は、裁判所は、同人に対して次の行為を要求する命令を出すことができる。

(a) 同人が所持、保管又は管理している侵害商品、侵害素材又は侵害物体から違反標識を消去、除去又は抹消すること、又は

(b) 違反標識を消去、除去又は抹消することが合理的にみて実行可能でない場合は、侵害商品、侵害素材又は侵害物体を廃棄すること

(2) (1)の規定に基づく命令が遵守されないか又はその命令が遵守されない虞があると裁判所が認める場合は、裁判所は、侵害商品、侵害素材又は侵害物体を裁判所が指示する者に引き渡させ、次の行為を実行させる命令を出すことができる。

(a) 侵害商品、侵害素材又は侵害物体から違反標識を消去、除去又は抹消すること、又は

(b) 違反標識を消去、除去又は抹消することが合理的にみて実行可能でない場合は、侵害商品、侵害素材又は侵害物体を廃棄すること

民事訴訟手続における引渡命令

第 109 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体についての引渡命令

(1) 裁判所は、他人が所持しているか又は裁判所に提出されている侵害商品、侵害素材又は侵害物体を、登録商標の所有者又は裁判所が適当と考えるそれ以外の者に引き渡すよう命令することができる。

(2) 次の場合を除き、本条に基づく命令を出すことはできない。

(a) 裁判所が第 110 条に基づく命令を出す場合、又は

(b) 裁判所にとって、同条に基づく命令を出すべき理由があると思われる場合

(3) 本条に基づいて出された命令に基づいて侵害商品、侵害素材又は侵害物体の引渡を受けた者は、第 110 条に基づく命令が出されていない場合は、それらを次の時まで保持しなければならない。

(a) 同条に基づく命令の発出、又は

(b) 同条に基づく命令を発出しない旨の決定

(4) 本条の規定は、裁判所の他の権限に影響を及ぼさない。

第 110 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体についての処分命令

第 109 条に基づく命令に基づいて引き渡された侵害商品、侵害素材又は侵害物体を次のとおりに処理する命令を出すよう裁判所に申請することができる。

(a) 没収して、登録商標の所有者又は裁判所が適当と考えるそれ以外の者に引き渡すこと、又は

(b) 廃棄するか、又は他裁判所が適当と考えるそれ以外の方法で処分すること

第 111 条 裁判所が考慮すべき事項

第 110 条に基づいて出す命令がある場合に如何なる命令を出すべきであるかを検討するに際し、裁判所は、次の事項を考慮しなければならない。

(a) 登録商標を使用する排他権の侵害に関して適用可能な他の救済措置が、次の者に対して

補償し又はその利益を保護する上で適切であるか否かということ

(i) 登録商標の所有者

(ii) 登録商標についてライセンシーがいる場合はそのライセンシー、及び

(b) 侵害物品、侵害素材又は侵害物体が次の者に悪影響を及ぼす方法で処分されないようにすることの必要性

(i) 登録商標の所有者

(ii) 登録商標についてライセンシーがいる場合はそのライセンシー

第 112 条 送達に関する指示

裁判所は、第 110 条に基づく申請の対象である侵害商品、侵害素材又は侵害物体に利害関係を有するすべての者に対して通知の送達を求める指示を出さなければならない。

第 113 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体に利害関係を有する者の権利

第 110 条に基づく申請が関係する侵害商品、侵害素材又は侵害物体に利害関係を有するすべての者は、次の行為をする権原を有する。

(a) 当人が通知の送達を受けたか否かに拘らず、同条に基づく命令を求める訴訟手続に出席すること、及び

(b) 当人が訴訟手続に出席したか否かに拘らず、発出された命令について上訴すること

第 114 条 第 110 条に基づく命令は何時発効するか

第 110 条に基づく命令は、次の事項の何れかが生じたときに、その効力が発生する。

(a) 上訴通知をすることができる期間の満了、又は

(b) 上訴に関する手続についての最終決定又は放棄

第 115 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体に 2 以上の者が利害関係を有する場合におけるその他の裁判所命令

2 以上の者が第 110 条に基づく申請が関係する侵害商品、侵害素材又は侵害物体に利害関係を有する場合は、裁判所は次のことを行うことができる。

(a) 侵害商品、侵害素材又は侵害物体について売却その他の処理をし、その収益を配分するよう指示すること、及び

(b) 裁判所が適当と考える他の命令を出すこと

第 116 条 第 110 条に基づく命令が出されなかった場合の状態

裁判所が第 110 条に基づく命令を出さない旨の決定した場合は、引渡し前に侵害商品、侵害素材又は侵害物体を所持、保管又は管理していた者は、その返還を受ける権原を有する。

副部 2 刑事訴訟

序

第 117 条 如何なる場合に刑事訴訟を開始することができるか

- (1) 第 120 条から第 124 条までの何れかに対する罪であって、関係する商標の実際の登録日より前に行われたものについては、訴訟を提起することができない。
- (2) (廃止)

第 118 条 2002 年量刑判決法の適用

ある者が第 120 条から第 124 条までの何れかに対する罪で有罪の判決を受け、その罪が利益の造成又は利得を伴う事情で行われていた場合は、

- (a) その犯罪は、2002 年量刑判決法第 32 条 (1) (a) 及び (c) の適用上、財産の損失を生じさせたものとみなし、また
- (b) それに応じて賠償刑の宣告に関する同法の規定を適用する。

第 119 条 法人役員の実任

法人が第 120 条から第 124 条までの何れかに対して有罪の判決を受けた場合は、その法人のすべての役員及び経営に関与するすべての者は、次の事項が証明されたときは、有罪とする。

- (a) 罪を構成する行為が前記の者の委任、許可又は同意を得て行われたこと、及び
- (b) 同人が、
 - (i) その罪が犯されることになるか又は犯されつつあることを知っていたか、又は知っていたと合理的に予想され、かつ
 - (ii) それを防止又は阻止するためのすべての合理的措置を取ってはいなかったこと

罪及び刑罰

第 120 条 登録商標を偽造する罪

- (1) 本人若しくは他人のために利益を得る、又は何れかの者に損害を与える意図をもって登録商標を偽造したすべての者は、有罪である。
- (2) (1) の規定の適用上、ある者が登録商標の所有者の同意を得ることなしに、故意に次の行為をした場合は、同人は登録商標を偽造する。
 - (a) 登録商標と同一又は類似の標識であって、誤認を生じる虞があるものを作成すること、又は
 - (b) 真正の登録商標を変造すること。その方法は、変更、付加、抹消、一部除去又はそれ以外であるか否かを問わない。

第 121 条 商品又はサービスについて登録商標の虚偽の使用をする罪

- (1) 商品又はサービスについて登録商標の虚偽の使用をしたすべての者は、有罪である。
- (2) 本条及び第 124 条の適用上、次の事情があるときは、人は商品又はサービスについて登録商標の虚偽の使用をしたものとする。

(a) 登録商標の所有者の同意を得ることなしに、当人が故意に、その登録商標又は当人がその商標と誤認される虞があることを知っている標識を商品又はサービスについて使用すること、及び

(b) 商品についての使用の場合は、当人が、その商品は登録商標の所有者又はライセンシーの真正商品でないことを知っていること

(3) 本条及び第 124 条の適用上、次の事情があるときは、商標が商品又はサービスについて使用されているものとする。

(a) 商標が標識として、又はテレビ広告を含む広告において、又は送り状、ワインリスト、カタログ、営業用書簡、営業用紙、価格表、若しくはその他の商用書類において使用されること、及び

(b) 前記のとおり使用された商標を参照した請求若しくは注文に従い、その事情に応じ、ある者に対して商品が引き渡されるか、サービスが提供されること

(4) 本条及び第 124 条の適用上、標識が次の条件に該当しているときは、その標識は商品又はサービスについて使用されているものとする。

(a) 商品自体に使用されること、又は

(b) カバリング、ラベル、リール又は物であって、取引又は製造のために、その中に入れて又はそれと共に商品が販売され、展示され又は所持されるものに使用されること、又は

(c) 他人に、その標識は商標に係る商品又はサービスについての言及、説明又は指定であると信じさせる虞のある方法で使用されること

(5) (4) (b) の規定の適用上、

「カバリング」は、栓、コップ、瓶、容器、箱、カプセル、ケース、枠又は包装材料を含み、
「ラベル」は、帯又は下げ札を含む。

第 122 条 登録商標等の複製を作成するための物体を作成する罪

登録商標又は標識であって、登録商標と誤認される虞があるものの複製を作成するために特に設計又は適合させられた物体を、第 120 条又は第 121 条の規定に対する違反行為をするために又はそれをする過程において使用する意図をもって作成したすべての者は、有罪である。

第 123 条 登録商標等の複製を作成するための物体を所持する罪

法的許可又は免責無しに、次の行為をしたすべての者は有罪である。

(a) 登録商標又は標識であって登録商標と誤認される虞があるものの複製を作成するために特に設計又は適合させられた物体を所持、保管又は管理すること、及び

(b) 前記の物体を第 120 条又は第 121 条の規定に対する違反行為をするために又はそれをする過程において使用しようとする事

第 124 条 登録商標が虚偽の使用をされている商品を輸入又は販売等をする罪

次の行為をしたすべての者は、有罪である。

(a) 登録商標が虚偽の使用をされていることを当人が知っている商品を、取引又は製造のためにニュージーランドに輸入すること、又は

(b) 登録商標が虚偽の使用をされていることを当人が知っている商品を、販売するか又は販売のために展示すること、又は

(c) 登録商標が虚偽の使用をされていることを本人が知っている商品を、取引又は製造のために所持すること

第 125 条 罪に対する刑罰

有罪判決を受けたすべての者には、

(a) その罪が第 120 条又は第 121 条又は第 122 条又は第 123 条の規定に対するものであるときは、次の刑罰が科せられる。

(i) その犯罪が関係する個々の商品又はサービスについて 10,000 ドル以下、ただし、同一取引に関し 150,000 ドル以下の罰金、若しくは

(ii) 5 年以下の拘禁、又は

(b) その罪が第 124 条の規定に対するものであるときは、次の刑罰が科せられる。

(i) 150,000 ドル以下の罰金、若しくは

(ii) 5 年以下の拘禁

刑事手続における引渡命令

第 126 条 刑事手続における引渡命令

第 122 条から第 124 条までの何れかの規定に対する罪を犯した者を相手とする訴訟が提起された裁判所は、被告の逮捕又は告訴の時に次の事情があったと認めた場合は、商品又は物体を、登録商標の所有者又は裁判所が指示するそれ以外の者に引き渡すよう命令することができる。

(a) 被告が業として商品を所持、保管又は管理しており、当該商品に、

(i) 偽造された登録商標が使用されていたか、又は

(ii) 商標若しくは標識であって誤認若しくは混同を生じる虞がある程に登録商標に類似しているものが使用されていたこと、又は

(b) 被告が、特定の商標を偽造するために特に設計され若しくは適合させられた物体を所持、保管、又は管理しており、その物体が業としての使用のために商標を偽造する目的で使用されているか又は使用される予定であったことを知っていたこと

第 127 条 如何なる場合に引渡命令は出すことができるか

(1) 命令は、

(a) 裁判所がその職権で又は訴追請求があったときに、第 126 条に基づいて出すことができ、また

(b) 被告が有罪判決を受けているか否かに拘らず出すことができるが、

(c) 裁判所にとって、第 128 条に基づく命令が出される見込みがないと思われるときは、出すことができない。

(2) 第 126 条に基づいて出された命令に基づいて商品又は物体の引渡を受けた者は、第 128 条に基づく命令の発出又は命令を発出しない旨の決定がされるまでの間、その商品又は物体を保持しなければならない。

第 128 条 引渡命令が出された商品又はその他の物体についての処分命令

第 126 条に基づいて出された命令に基づいて引き渡された商品又は物体に関し、裁判所に次の命令を出すよう申請することができる。

- (a) 登録商標の所有者に没収されること、又は
- (b) 廃棄又は裁判所が適当と考えるそれ以外の処分がされること

第 129 条 裁判所によって考慮されるべき事項

第 128 条に基づいて命令を出すとするならば如何なる命令を出すべきであるかということを審理するに際し、裁判所は、次の事項を考慮しなければならない。

- (a) 登録商標の偽造又は虚偽の使用に対する訴訟において可能な他の救済が、登録商標の所有者に補償するか又はその利益を保護する上で適切であるか否か、及び
- (b) 侵害商品が登録商標の所有者に悪影響を及ぼさない方法で処分されるようにすることの必要性

第 130 条 送達の指示

裁判所は、第 128 条に基づく申請の対象である商品又は他の物体について利害関係を有するすべての者に対して通知の送達を求める指示を与えなければならない。

第 131 条 商品又は他の物体に利害関係を有する者の権利

第 128 条に基づく申請の対象である商品又はその他の物体について利害関係を有するすべての者は、次の事項についての権原を有する。

- (a) 同条に基づく命令の発出を求める法的手続に出席すること。この場合、同人が通知の送達を受けているか否かを問わない。及び
- (b) 命令が出されたときは、その命令に対して上訴すること。この場合、同人がその手続に出席していたか否かを問わない。

第 132 条 如何なる場合に第 128 条に基づく命令は効力を生じるか

第 128 条に基づいて出された命令は、次の時点の何れかにおいて効力を生じる。

- (a) 上訴の通知をすることができる期間の終了時、又は
- (b) (上訴の通知が前記期間の終了前にされた場合は)上訴手続に関する最終決定又はその手続の放棄の時

第 133 条 商品又は他の物体に 2 以上の者が利害関係を有するときのその他の裁判所命令

第 128 条に基づく申請が関係する商品又は他の物体に 2 以上の者が利害関係を有する場合は、裁判所は、次のことをすることができる。

- (a) その商品又は物体について売却その他の処分をし、かつ、その収益を分配するよう指示すること、及び
- (b) 裁判所が適当と考える他の命令を出すこと

第 134 条 第 128 条に基づく命令が出されなかった場合の状態

裁判所が第 128 条に基づく命令を出さない旨の決定をした場合は、引渡し前に商品又は他の

物体を所持，保管又は管理していた者は，その返還を受ける権利を有する。

副部 2A 執行官

執行官の任命及び職務

第 134A 条 最高行政官は執行官を任命することができる

最高行政官は、第 134C 条に記載された職務を遂行し、かつ、本法によって執行官に与えられた権限を行使するため、常勤又は臨時雇用の執行官を任命することができる。

第 134B 条 執行官として行動する権限

- (1) 最高行政官は、執行官に任命されたすべての者に対して任命状を交付しなければならない。
- (2) 任命状は次のとおりでなければならない。
 - (a) 所定の様式であり、かつ
 - (b) 所有者の写真及び署名が付されており、かつ
 - (c) 第 134D 条によって与えられる権限についての陳述が含まれ、かつ
 - (d) その他の所定の事項が含まれている。
- (3) 任命状は、反証がない場合、任命状の所有者が、執行官に与えられた権限を行使できることの十分な証拠になる。
- (4) 執行官でなくなった者は、本人の任命状を返却しなければならない。
- (5) (4)を遵守しない者は有罪であり、有罪判決により 1,000 ドル以下の罰金に処せられる。

第 134C 条 執行官の職務

執行官は、合理的に実行可能な範囲で、次の職務を遂行することにより本法の遵守を促進しなければならない。

- (a) 本法に基づく罪に関する情報の収集
- (b) 本法に基づく罪の調査
- (c) 執行官の職務に関する事項についての最高行政官への報告

執行官の令状なしでの立入検査の権限

第 134D 条 執行官の令状なしでの立入検査の権限

- (1) 執行官はその職務を遂行するため、次の場合は、商品が販売のために提供され、販売のために展示され、又は公に陳列されている場所(場所 A)を立入検査することができる。
 - (a) 場所 A は公共の場所であり、場所 A が公衆に開放されているときに立入を行う場合、又は
 - (b) 場所 A は事業所であり、次の通り立入を行う場合
 - (i) 事業を営むために開放されているときに、
 - (ii) 公衆に開放されている部分のみに限定すること、又は
 - (c) 場所 A の占有者に対し、執行官が次の事項について通知した後、当該占有者が立入検査に同意した場合
 - (i) 立入検査の目的、及び

- (ii) 占有者は立入検査への同意を拒否できること、及び
- (iii) 占有者は同意をいつでも取り消すことができること、及び
- (iv) 検査時に押収された物は、手続において証拠として使用される場合があること

(2) (1)において、

「場所 A」は、

- (a) 次のものを含む(ただしこれに限定されない)。
 - (i) 構造物又はテント。ただし、完全な建造物か部分的な建造物かを問わない、及び
 - (ii) 売店又は屋台、及び
 - (iii) 車両、及び
 - (iv) キャラバン、トレーラーハウス、又はその他の乗り物、ただし
- (b) 個人の住居は含まない。

「公共の場所」とは、公衆に開放されているか若しくは使用されている場所であり、公衆による料金の支払の有無を問わない。

(3) 本条の適用上、14歳未満と思われる者を占有者として取り扱うことはできない。

第 134E 条 令状なしでの立入検査の権限を行使する際に、執行官及び補助者ができること

(1) 第 134D 条によって与えられる立入検査の権限により、執行官は次の何れも行うことを許可される。

- (a) 場所、及び書類を含むすべての物を検査すること
- (b) 本法に基づく罪の証拠になる、又はその罪の調査に重要な関連があると執行官が信じるに足りる合理的な理由がある物があればそれを押収すること
- (c) 検査を行う目的で、機材をその場所へ搬入し使用すること
- (d) その場所及びその場所にある何らかの物の写真、録音又はビデオによる記録が、立入検査に関係する何れかの手続(将来的な手続を含む)に関連性があると執行官が信じるに足りる合理的な理由がある場合は、写真、録音又はビデオによる記録を行うこと
- (e) 検査を補助する者をその場所へ同行させること

(2) 立入検査の権限を行使する執行官の補助者は、執行官の指示に基づき次のことができる。

- (a) (1) (a), (c), 及び(d)に記載されている何れかの権限を行使すること、及び
 - (b) 執行官が適法に押収できると判断した物を押収すること
- (3) 執行官が第 134D 条(1) (c)に基づいて立入検査を行い、その場所の占有者が同意を取り消した場合、執行官及び執行官の補助者は直ちに検査を中止し、その場所から離れなければならない。
- (4) (3)は(5)の規定に従うことを条件とする。
- (5) 執行官は、同意が取り消される前に、本法に基づく罪の証拠になる、又はその罪の調査に重要な関連があると信じるに足りる合理的な理由があると既に認めた物があれば、その場所から離れる前に押収することができる。
- (6) 警察官が執行官を補助する場合は、本条の如何なる規定も、警察官として通常行使可能なあらゆる権限の行使を妨げるものではない。
- (7) 第 134P 条から第 134S 条は、執行官の立入検査の権限に適用される更なる規定を含む。

搜索令状に基づく立入搜索

第 134F 条 執行官又は警察官は搜索令状を申請することができる

- (1) 執行官又は警察官は、場所又は物を搜索するために搜索令状を申請することができる。
- (2) 地方裁判所裁判官、治安判事(民間)、地域の治安判事、又は地方裁判所の登録官(警察官ではない)(以下「交付官」という)は、執行官若しくは警察官の申請があったときは、次のことを信じるに足りる合理的な理由があると交付官が認めることを条件として、場所又は物を搜索するための搜索令状を交付することができる。
 - (a) 本法に基づく罪が、その場所において若しくはその物に関係して犯されたか又は犯されつつあること、又は
 - (b) その場所若しくは物に次の物が存在すること
 - (i) 本法に基づく罪の証拠、又は
 - (ii) 本法に基づく罪を犯す目的での使用を意図した物
- (3) 第 134G 条から第 134S 条は、本条に基づいて申請及び交付されるすべての搜索令状に適用する。

第 134G 条 搜索令状の申請

- (1) 搜索令状の申請には、次の事項を合理的な詳細さで記載しなければならない。
 - (a) 申請人の名称
 - (b) 申請を行うことを許可する本法の規定
 - (c) 申請を行う理由
 - (d) 搜索しようとする場所若しくは物の住所又はその他の記述
 - (e) 申請人が求める、場所又は物に存在すると考えられる 1 又は複数の項目についての記述
 - (f) 令状を求める期間
 - (g) 申請人が令状を 2 回以上執行できるようにしたい場合は、2 回以上の執行が必要と考える理由
- (2) 交付官は申請人に対し、搜索令状を求める理由に関する追加の情報を提供するように要求することができる。
- (3) 申請人は申請において次のことを開示しなければならない。
 - (a) 搜索しようとする場所又は物について、申請人が知る過去 3 月以内に行われた他の搜索令状の申請の詳細
 - (b) その 1 又は複数の申請の結果
- (4) 申請人は搜索令状の申請を行う前に、(3)を遵守するため、申請人が雇用又は配属されている機関において適切な照会を行わなければならない。
- (5) 交付官は、搜索令状の有効期間中における 2 回以上の執行を許可することができるが、ただし、当該令状を交付した目的で、そのことが必要と認められる場合に限る。

第 134H 条 搜索令状の申請方式

- (1) (3)が適用される場合を除き、搜索令状の申請は次のとおりでなければならない。
 - (a) 書面により、かつ
 - (b) 所定の様式があるときはその様式により、かつ

- (c) 交付官へ電子的に伝送することができること
- (2) 申請人は、(3)が適用される場合を除き、本人が交付官の所へ出頭しなければならない。
- (3) 交付官は、次のことが認められる場合は、捜索令状の口頭(例えば電話)での申請を許可し、申請人本人の出頭を免除することができる。
 - (a) 申請人本人の出頭を要求することに起因する遅れによって捜索の効果が損なわれること、及び
 - (b) 当該令状を交付すべきかどうかという問題は、((c)に記載されている情報を含め)口頭でのやりとりによって適切に決定できること、及び
 - (c) 第134G条(1)から(3)で要求される情報が交付官へ提供されていること
- (4) 捜索令状の口頭での申請を許可する交付官は、申請の理由を速やかに記録しなければならない。

第134I条 捜索令状の様式及び内容

- (1) すべての捜索令状は所定の様式により交付されなければならない。
- (2) すべての捜索令状は一般に、すべての執行官及びすべての警察官に対して交付されなければならない。
- (3) 捜索令状は、
 - (a) 交付を受けた何れの者もこれを執行することができ、
 - (b) 当該令状において指定され、交付官が合理的と考える条件に従うことを条件とすることができる、
 - (c) 一度のみ執行できるが、2回以上の執行が許可されている場合は、この限りでない。
- (4) すべての捜索令状には、次の事項を合理的な詳細さで記載しなければならない。
 - (a) 執行官の名称及び交付日
 - (b) 当該令状の交付を許可する本法の規定
 - (c) 当該令状の執行者は、その状況において合理的な補助を使用できること
 - (d) 当該令状の執行者は、捜索する場所若しくはその場所の内部にある領域へ立ち入る若しくは入口をこじ開ける、又は捜索する物若しくはそこにある物へ接近するため、その状況において合理的な強制力を使用できること
 - (e) 捜索できる場所若しくは物の住所又は記述
 - (f) 押収できる物についての記述
 - (g) 当該令状を執行できる期間、すなわち
 - (i) 交付日から14日以下の、交付官が指定する期間、又は
 - (ii) 執行のために14日以上期間が必要と交付官が認める場合は、交付日から30日以下の、交付官が指定する期間
 - (h) 交付官が(3)(b)に基づいて指定する条件
 - (i) 当該令状を2回以上執行できる場合は、執行できる回数

第134J条 捜索令状の伝送

- 捜索令状の執行を担当する者が、執行時にその令状を所持することができない場合は、次の書類の1(あらゆる目的で当該令状を構成するとみなされる)を執行することができる。
- (a) 交付官が交付した捜索令状のファックス又はその他の電子的写し

(b) 交付官の指示で作成され、作成した者がその旨を承認した令状本文の写し

第 134K 条 書類の保持

(1) 搜索令状を求めるすべての書面による申請の写し、又は口頭での申請の場合は交付官が作成した申請の書面による記録は、当該申請をした地方裁判所、又は当該申請をした場所から最も近い地方裁判所において、次のときまで保持されなければならない。

(a) 搜索令状が交付された場合は、その搜索令状の交付に係る手続の完了時、及び

(b) それ以外の場合は、書類が地方裁判所により最初に保持されてから2年の満了時

(2) 搜索令状の交付を受けた申請人は、当該令状、申請の写し(書面で行った場合)、及び申請を裏付けるために申請人が提出したすべての書類を、次のときまで保持しなければならない。

(a) 執行された令状の場合は、その令状の有効性に係る手続の完了まで、及び

(b) それ以外の場合は、2005年公的記録法又はそれ以外の法律若しくは法規によって、令状及びその他の書類の破棄又は移転が要求されるまで

第 134L 条 如何なる場合に搜索令状は執行されるか

搜索令状は、当該令状の執行者が次のことをした場合に執行される。

(a) 当該令状において指定されたすべての項目を押収した場合、又は

(b) 搜索する場所若しくは物から離れ、4時間以内に戻らなかった場合

第 134M 条 令状に基づく立入搜索の権限

(1) すべての搜索令状はその執行者に対し、次の何れも行うことを許可する。

(a) その状況において合理的な時点で、立入搜索を許可された場所又は物、及びその場所にある1又は複数の項目に対して立入搜索を行うこと

(b) 何れかの者に対し立入搜索の補助を求めること(立ち入る場所がハプ(部族)又はイウィ(準部族)にとって文化的又は靈的に重要である場合は、そのハプ又はイウィの構成員を含むがこれに限定されない)

(c) 立入搜索のために合理的な強制力を使用する

(d) 押収することを許可されている物を押収する

(e) 立入搜索を実施するため、搜索する場所若しくは物に対して機材を搬入して使用すること、その場所又は物にある機材を使用すること、及びその状況において使用することが妥当な機材を操作するためにその場所又は物から電気を取り出すこと

(f) 適法に押収できる書類又は書類の一部の写しを取ること

(g) 搜索する場所又は物及びその場所にある何れかの物の写真、録音又はビデオによる記録が、立入搜索に関係する何れかの手続に関連性があると、権限の行使者が信じるに足りる合理的な理由がある場合は、その写真、録音又はビデオによる記録を行う

(2) 令状の執行者は、搜索を実施するために合理的な方法と期間において次のことを行うことができる。

(a) 搜索する場所若しくは物、その場所若しくは物の内部にある領域、又はその場所若しくは物の内部にある物を確保すること、及び

(b) 何れかの者が権限行使の妨げ若しくは支障になると、搜索の実施者が信じるに足りる合

理的な理由がある場合は、搜索する場所若しくは物、又はその場所若しくは物の内部にある領域からその者を排除するか、又はその者に対してその他の合理的な指示を与えること

(3) 本条によって与えられる権限は、第 134I 条(3) (b)に基づいて課される条件に従うことを条件とする。

(4) 1957 年略式手続法第 198B 条を、警察官を搜索令状の執行を許可された者に置き換えて準用する。

第 134N 条 補助を求められた者の権限

(1) 令状の執行者を補助するよう求められたすべての者は、令状の執行者の管理に従うことを条件とする。

(2) 令状の執行者を補助するよう求められたすべての者は、次の何れも行うことができる。

(a) 搜索する場所又は物に対して立入を行うこと

(b) 令状の執行者に同行し、その指揮下で、立入搜索を実施する目的で何れかの財産に関し合理的な強制力を使用すること

(c) 令状の執行者が適法に搜索できると判断した場所又は物の内部にある領域を搜索すること

(d) 令状の執行者が適法に押収できると判断した物を押収すること

(e) 搜索する場所又は物及びその場所又は物にある物を写真、録音又はビデオにより記録すること。ただし、令状の執行者が適法に行えると判断した場合に限る。

(f) その場所若しくは物に対して機材を搬入して使用すること、その場所若しくは物にある機材を活用すること、又は令状の執行者が適法に使用できると判断した機材を操作するため、その場所若しくは物から電気を取り出すこと

(g) 令状の執行者が適法に写しを取ることができると判断した、書類又は書類の一部の写しを取ること

(3) 警察官が令状の執行者を補助している場合は、警察官として通常行使可能な如何なる権限も行使することができる。

(4) 令状の執行者は次のことをしなければならない。

(a) 補助者が搜索する場所若しくは物へ初めて立ち入るときに、補助者に同行すること、及び

(b) その他にも、その状況において補助者を適切に監督すること

立入搜索及び立入検査の権限に適用される一般規定

第 134O 条 第 134P 条から第 134S 条までの適用

(1) 第 134P 条から第 134S 条までは、本法に基づいて交付されるすべての搜索令状に適用される。

(2) 第 134P 条(1)及び第 134Q 条から第 134S 条までは、第 134D 条によって与えられる立入検査の権限に適用される。

(3) 第 134P 条から第 134S 条までにおいて、

(a) 立入搜索の権限とは、本法に基づいて交付される搜索令状に基づく立入搜索の権限をいい、また

(b) 立入検査の権限とは、第 134D 条に基づく立入検査の権限をいう。

第 134P 条 立入搜索の権限又は立入検査の権限を行使する者の権限及び義務

(1) 立入搜索の権限又は立入検査の権限を行使する者は、次のことをしなければならない。

(a) 搜索又は検査する場所若しくは物に対して初めての立入を行う前に、

(i) 法的権限に基づいてその場所若しくは物を立入搜索又は立入検査する意図を表明すること、及び

(ii) 自身の身元を明らかにすること、及び

(b) 搜索又は検査する場所若しくは物に対して初めての立入を行う際又はその前に、

(i) 場所若しくは物の占有者に対し、搜索令状の写し、又は検査の場合は立入搜索又は立入検査の実施を許可する第 134D 条(権限)の写しを提供すること、及び

(ii) 場所若しくは物の占有者に対し、自身の身元の証拠(名前の代わりとしての一意の識別名についての詳細を含むもの)を提示する

(2) 立入搜索権限の行使者は、合理的な理由に基づいて次のように考える場合は、(1)を遵守する必要はない。

(a) 搜索する場所又は物に適法に居合わせる者がいない、又は

(b) (1)の遵守により次の虞がある。

(i) 何人かの安全が脅かされる、又は

(ii) 立入搜索権限の適切な行使が害される、又は

(iii) 本法に基づいて進行中の調査が害される。

(3) 次の場合は、立入搜索権限の行使者は、場所又は物に対して立入を実施するために合理的な強制力を使用することができる。

(a) (2)に該当する場合、又は

(b) 要求に対して、居合わせた者が立入を拒否したか、又は合理的な時間内に立入を認めなかった場合

(4) 立入搜索権限の行使中の何れかの時点で占有者が不在の場合は、搜索の実施者は次のことをしなければならない。

(a) 搜索が終了したときは、(1)(b)(i)にいう権限の写し及び(5)にいう通知を、その場所又は物の目立つ位置に残すこと、又は

(b) それが合理的に実行可能でない場合は、(1)(b)(i)にいう権限の写し及び(5)にいう通知を、令状の執行から 7 日以内に占有者へ提供すること

(5) (4)で要求される通知は、次の事項を含む書面による通知とする。

(a) 搜索の開始及び終了の日時

(b) 当該搜索の全責任を負う者の名前又は一意の識別名

(c) 照会先となる事務所の住所

(d) 何も押収しなかった場合は、押収物はないという事実

(e) 何れかの物を押収した場合は、押収が行われた事実、及び第 134Q 条に基づく目録を同時に提供しない場合は、押収物の目録を押収から 7 日以内に、その場所又は物の占有者若しくは担当者へ提供すること

(6) 本条及び第 134Q 条の適用上、14 歳未満と思われる者を占有者として取り扱うことはできない。

(7) (4)及び(5)は、第 134R 条及び第 134S 条の規定に従うことを条件とする。

第 134Q 条 押収物の目録

(1) 立入搜索の権限又は立入検査の権限を行使する者は、何らかの物を押収したとき、又は押収後できる限り早い時期で、何れの場合も押収後 7 日以内に、占有者、及びそれ以外の者で、搜索又は検査の実施者が押収物の所有者であると信じるに足りる理由があるすべての者に対して、次のものを提供しなければならない。

(a) 押収した物を明記した書面による通知、及び

(b) 第 134P 条(1) (b) (i)にいう権限の写し

(2) (1) (a)にいう書面による通知は、次のことに関する情報が含まれていなければならない。

(a) 物を押収された者、又はその物の所有者が、次のものに対してどの程度までアクセスする権利があるか

(i) 押収物、及び

(ii) 押収につながった搜索令状の申請又は立入検査権限の行使に関する書類、及び

(b) 部外秘又は秘密の情報が押収されたことを主張する権利、ただし

(c) 搜索又は検査の実施者が、押収された物の中に占有者が所有する物はないと認める場合は、占有者へ提供する必要はない

(3) 押収時に占有者が不在の場合は、(1) (a)にいう書面による通知及び第 134P 条(1) (b) (i)にいう権限の写しを、その場所又は物の目立つ位置に残すことによって、占有者へ提供することができる。

(4) 立入搜索の権限又は立入検査の権限の行使者は、(1)及び(2)を遵守するため、適切な照会を行わなければならない。

(5) (1)は(2)及び(3)の規定に従うことを条件とする。

(6) 本条は第 134R 条及び第 134S 条の規定に従うことを条件とする。

第 134R 条 一定の状況では一定の規定の遵守を遅らせることができる

(1) 立入搜索の権限又は立入検査の権限の行使者は、第 134P 条(4)若しくは(5) (立入搜索権限の場合)、又は第 134Q 条の遵守により次の虞があることを理由として、その遵守義務の延期命令を地方裁判所裁判官に対して申請することができる。

(a) 何人かの安全が脅かされること、又は

(b) 本法に基づいて進行中の調査、又はその後の機会における立入搜索若しくは立入検査の権限行使が害されること

(2) 申請は(1)に基づき、以下の場合に行うことができる。

(a) 搜索令状の場合は、最初の申請時又は当該令状が最後に執行されてから 7 日間の満了まで、及び

(b) 立入検査権限の場合は、立入検査権限が行使されてから 7 日間の満了まで

(3) (1)に基づく申請があったときは、地方裁判所裁判官は、(1)に記載されている何れかの理由が認められる場合、12 月以下の指定する期間にわたる、第 134P 条(4)若しくは(5)又は第 134Q 条の遵守義務の延期命令を出すことができる。

第 134S 条 一定の規定を遵守する義務の更なる延長又は免除

(1) 第 134R 条(3)に基づく命令を得た者は、その命令の期限満了前に、第 134R 条(1)に記載されている理由に基づき、第 134P 条(4)又は(5)の遵守義務の更なる延期又は免除を地方裁判所裁判官に対して申請することができる。

(2) 更なる延長は一度のみ申請できる。

(3) (1)に基づく申請があったときは、地方裁判所裁判官は、第 134R 条(1)に記載されている何れかの理由が認められる場合、第 134P 条(4)若しくは(5)又は第 134Q 条の遵守義務を、12 月以下の指定する期間にわたって延期するか、又は永久的な免除を命令することができる。

(4) 地方裁判所裁判官は、押収物に関しては、その押収物が入手又は作成された情報の写しである場合を除き、(3)に基づく義務の延期又は免除を認めることができない。

押収物に関する規定

第 134T 条 押収物を保持できる期間

(1) 本法に基づいて押収した物は、本法に基づいて罪を調査又は訴追する目的で必要な期間、警察庁長官又は最高行政官が保持することができる。

(2) (1)は次のことに従うことを条件とする。

(a) 第 134U 条に基づく裁判所の命令、及び

(b) 第 134W 条

(3) 押収物が、本法に基づいて罪を調査又は訴追する目的でもはや必要でなくなった場合、警察庁長官又は最高行政官は、その押収物を、権利を有するとみなされる者に対して返還しなければならない。

(4) 警察庁長官又は最高行政官は次の場合、裁判所に対し、押収物の処分に関する指示命令を申請することができる。

(a) その物に対して権利を有する者が見つからない場合、又は

(b) 警察庁長官又は最高行政官が、その物に対して権利を有する者について疑いを抱いている場合

(5) (4)に基づく申請があったとき、裁判所は、押収物の処分について、その状況において適切と考える命令を出すことができる。

第 134U 条 押収物の返還命令の申請

(1) 押収物に対して権利を有すると主張する者は、その押収物を引き渡す命令を裁判所に対して申請することができる。

(2) (1)に基づく申請があったときは、裁判所は次のことを認める場合、申請人への押収物の引渡命令を出すことができる。

(a) 申請人がその物に対して権利を有する者であること、及び

(b) 次のことを考慮したとき、押収物の保持は正義に反すること、

(i) その押収物の保持に係る容疑の重大性、及び

(ii) その押収物の保持によって申請人が蒙った又は蒙る虞のある損失若しくは損害、及び

(iii) 警察庁長官又は場合により最高行政官が保持する他の証拠を考慮したときの、その押収物の証拠としての推定価値、及び

(iv) その押収物の証拠としての価値を、保持以外の手段で適切に維持できるか否か

第 134V 条 押収物の処分

(1) 押収物に関する罪に対する法的手続において、裁判所は裁判において又は申請があったときは、次のことを命令することができる。

(a) その押収物に対して権利を有する者であると裁判所がみなす者へ、その物を引き渡すこと、又は

(b) 押収物を廃棄又は裁判所が適切と考えるその他の方法で処分すること、又は

(c) その押収物に関する罪で人が有罪判決を受けた場合は、

(i) その物を登録商標の所有者が没収すること、又は

(ii) 有罪となった者の費用負担で、その物を廃棄又は裁判所が指示するその他の方法で処分すること

(2) 本条(1)(c)(ii)に基づいて命令を出す場合に、如何なる命令を出すべきであるかを検討するに際し、裁判所は、侵害物品が登録商標の所有者に悪影響を及ぼさない方法で処分されるようにする必要性を考慮しなければならない。

(3) 裁判所が(1)(c)に基づいて命令を出す場合は、法的手続の目的で押収物を保持するときに警察庁長官又は最高行政官に生じた合理的な費用を、有罪とされた者が支払うよう命じることができる。

(4) 押収され、法的手続の目的で保持されている物に関して、引渡、没収、廃棄又はその他の処分の命令が出されなかった場合は、手続が終了したときに、警察庁長官又は最高行政官によって、その物に対して権利を有する者へ返還されなければならない。

(5) 警察庁長官又は最高行政官は、次の場合は、裁判所に対し、押収物の処分に関する指示命令を申請することができる。

(a) その物に対して権利を有する者が見つからない場合、又は

(b) 警察庁長官又は最高行政官が、その物に対して権利を有する者について疑いを抱いている場合

(6) (5)に基づく申請があったときは、裁判所は、押収物の処分について、その状況において適切と考える命令を出すことができる。

第 134W 条 傷みやすい物の処分

警察庁長官又は最高行政官の見解において、押収物が腐敗、変質、劣化又はその他の状態で傷む可能性がある場合は、警察庁長官又は最高行政官が決めた方法で及び価格がある場合はその価格若しくは費用で、その押収物を処分することができる。

執行官のその他の権限

第 134X 条 執行官は提出命令を申請することができる

(1) 第 122 条から第 124 条までの何れかの規定に対する罪の証拠であるか、又はその調査に重要な関連性があると考えられる 1 又は 2 以上の書類を、ある者が所持、保管又は管理していると執行官が合理的な理由に基づいて考える場合は、執行官は地方裁判所裁判官に対し、当該書類を執行官が検査するために提出するよう、その者に要求する命令を申請することができる

できる。

(2) 執行官による(1)に基づく命令の申請は、次のとおりでなければならない。

- (a) 書面により、かつ
- (b) 所定の様式があるときはその様式により、かつ
- (c) 宣誓した上でなされるものであり、かつ
- (d) 申請の理由を合理的な詳細さで記載しており、かつ
- (e) 求める命令に係る書類の詳細を提供する。

第 134Y 条 裁判官は書類の提出を命令することができる

(1) 第 134X 条に基づいて申請が行われ、第 122 条から第 124 条までの何れかの規定に対する罪の証拠であるか、又はその調査に重要な関連性があると考えられる 1 又は 2 以上の書類を、求める命令に係る者が所持、保管又は管理していると信じるに足りる合理的な理由があると地方裁判所裁判官が認める場合は、地方裁判所裁判官は、その者に対して、当該書類を執行官が検査するために提出するよう命令することができる。

(2) (1)に基づく命令は、次のとおりでなければならない。

- (a) 所定の様式があるときはその様式により、かつ
- (b) 次のことを指定しており、
 - (i) 検査のために書類を提出する期限、及び
 - (ii) 検査のために書類を提出する場所、及び
 - (iii) 検査のための書類の提出先である執行官、かつ
- (c) 地方裁判所裁判官が適当と考える追加の条件に従うことを条件とすることができる

第 134Z 条 書類の提出を受ける執行官の権限

第 134Y 条の命令に基づいて、検査のために書類の提出を受けた執行官は、次の 1 又は 2 以上のことを行うことができる。

- (a) 当該書類を検査すること
- (b) 当該書類の抄本を作成すること
- (c) 当該書類の謄本を作成すること

第 134ZA 条 書類提出命令に対する不遵守の罪

(1) 何人も、正当な理由なく、第 134Y 条に基づいて出された命令の遵守を怠ってはならない。

(2) (1)に違反したすべての者は有罪であり、有罪判決により次の刑罰が科せられる。

- (a) 個人の場合は、6 月以下の拘禁又は 10,000 ドル以下の罰金、及び
- (b) 法人の場合は、50,000 ドル以下の罰金

第 134ZB 条 警察の権限

すべての警察官は、この副部に基づく執行官の権限をすべて有し、かつ、その何れも執行することができる。

第 134ZC 条 自己負罪拒否特権

(1) 第 134Y 条に基づく命令は、2006 年証拠法第 60 条に基づいて個人に認められる自己負罪

拒否特権に影響を及ぼすものではない。

(2) 如何なる自己負罪拒否特権の主張も、2006年証拠法第60条に基づいて行わなければならない。

(3) 個人が、2006年証拠法第60条に基づく秘匿特権付情報であることを理由として書類の提出を拒絶した場合は、執行官又は警察官は、地方裁判所裁判官に対し、特権の主張が有効か否かを決定する命令を申請することができ、そのような申請に関し当該個人は、書類を提出した場合に自己負罪になる可能性が合理的に高いか否かを、地方裁判所裁判官が判断できるようにするために十分な証拠を提供しなければならない。

(4) 疑義を避けるため、本条の如何なる規定も、2006年証拠法第60条に基づいて個人に認められる自己負罪拒否特権について、同法第65条(特権の放棄に関する規定)の適用に影響を及ぼすものではない。

(5) 2006年証拠法第63条は、第134Y条に基づいて出される命令には適用しない。

第134ZD条 その他の特権

(1) 刑事訴訟において、ある者が通信若しくは情報に関して2006年証拠法第54条又は第56条に基づく特権を主張できる場合は、その者は、第134D条に基づく検査、第134F条に基づいて交付される捜索令状、及び第134Y条に基づいて出される命令の目的でも同じ特権を有する。

(2) (3)は、2006年証拠法第55条(1)にいう会計帳簿又は会計記録の書類に適用する。

(3) (1)による2006年証拠法第54条(法律顧問との通信に関する特権についての規定)の適用は、次のことを妨げ、制限し、又は影響を及ぼすものではない。

(a) 第134F条に基づく捜索令状の交付若しくは執行、又は

(b) 第134Y条に基づいて出される命令、又は

(c) 第134F条に基づいて交付された捜索令状又は第134Y条に基づいて出された命令の結果として得られた、本項が適用される書類の内容に関する証拠の、本法に基づく刑事訴訟における許容性

(4) 本条に基づく特権を有する者には、次のことを行う権利がある。

(a) 第134D条に基づく検査又は第134F条に基づいて交付された捜索令状を阻止すること、又は刑事訴訟において、特権が適用される通信又は情報を開示するよう求められた場合に、第134Y条に基づいて出された命令に基づくその提出を拒否すること、及び

(b) 特権の主張についての決定が行われるまでに、第134D条に基づく検査の権限又は第134F条に基づいて交付された令状に基づく捜索の権限の行使者によって、通信又は情報が押収された場合に、その返却を要求すること

(5) ある者が本条に基づいて通信又は情報に関する特権を主張した場合、執行官又は警察官は、地方裁判所裁判官に対し、特権の主張が有効か否かを決定する命令を申請することができ、そのような申請について決定するため、地方裁判所裁判官はその通信又は情報を提出するよう要求することができる。

(6) 地方裁判所裁判官は、執行官又は警察官の申請があったときは、本条に基づく特権の主張が、2006年証拠法第67条(1)に基づいて、手続において却下されるものであると認められる場合は、当該特権の主張を却下することができる。

(7) 2006年証拠法第65条(特権の放棄に関する規定)は、本条に基づく何れかの特権に適用

される。

第 134ZE 条 情報の開示

(1) 最高行政官(又はその代理として委任された省の一般職員)、ニュージーランド税関の最高行政官(又はその代理として委任されたニュージーランド税関の一般職員)、及び警察庁長官(又はその代理として委任された警察官)は、本法に基づいて罪を調査及び訴追する目的で、要求があったときに相互に情報を開示し合うことができる。

(2) (1)に基づいて得られた情報は、次の場合を除いて開示してはならない。

(a) (1)に基づいて許可された者への開示、又は

(b) 開始されたか、又は合理的に計画されている手続であって、義務を遂行する者に係る事柄に関連する手続のための開示

(3) 法律その他によって課される情報開示に対する秘密保持の義務やその他の制限は、本条に基づく開示を妨げるものではない。

第 134ZF 条 善意による職務の遂行又は権限の行使は責任を問われない

(1) 本条は次の者に適用される。

(a) 執行官

(b) この副部に基づいて、執行官又は警察官を補助する者

(c) この副部に基づいて、執行官の権限を行使する警察官

(2) 本条が適用される者が、本法に基づいて職務を遂行したか若しくは遂行しようとして、又は権限を行使したか若しくは行使しようとして行った行為又は無為について、行為が次の通りになされた場合は、責任を負わない。

(a) 善意により、かつ

(b) 合理的な方法で、かつ

(c) 職務遂行又は権限行使の前提条件が満たされているという合理的な確信を以て

副部 3 国境保護措置

解釈

第 135 条 解釈

この副部及び第 204 条においては、文脈上別段の解釈を必要とするときを除き、次のとおり取り扱うものとする。

「受理された通知」とは、第 137 条に基づいて出された通知であって、第 139 条に基づいて最高行政官が受理したものをいう。

「最高行政官」は、1996 年関税法第 2 条(1)におけるものと同一の意味を有する。

「権利主張者」とは、第 137 条の規定に基づく通知を出す者をいう。

「税関による管理」は、1996 年関税法第 20 条における場合と同一の意味を有する。

「税関」とは、ニュージーランド税関をいう。

「税関職員」は、1996 年関税法第 2 条(1)における場合と同一の意味を有する。

「侵害標識」とは、次の条件に該当する標識をいう。

- (a) 第 137 条に基づいて出されている通知に係る商標と同一であって、その商標の登録に係る商品と同一である商品上に又はその商品との物質的關係において使用されているもの、又は
- (b) 前記の商標と同一であり、その商標の登録に係る商品に類似している商品上に又はその商品との物質的關係において使用されているもの。ただし、その使用が誤認若しくは混同を生じさせる虞がある場合に限る。又は
- (c) 前記の商標に類似しており、その商標の登録に係る商品と同一若しくは類似の商品上に又はそれとの物質的關係において使用されているもの。ただし、その使用が誤認若しくは混同を生じさせる虞がある場合に限る。

侵害標識についての通知

第 136 条 第 137 条から第 141 条までの適用

第 137 条から第 141 条までの規定は、第 97A 条(1)(a)から(c)にいう 1 又は 2 以上の状況で世界中の何れかの市場に出された商品に使用されている侵害標識には適用しない。

第 137 条 最高行政官に通知することができる

登録商標の所有者である者は、最高行政官に対し書面をもって、次の内容の通知を出すことができる。

- (a) 当人が、その通知において指定した商品に関して登録されている商標の所有者であることを主張すること、及び
- (b) 最高行政官に対し、商品であって、その上に又はそれとの物質的關係において侵害商標が使用されており、現に税関の管理下にあるか、又は随時管理下に入るものを留置するよう請求すること

第 138 条 通知の内容

- (1) 第 137 条に基づく通知は、
- (a) その請求を裏付ける所定の明細を含み、かつ
 - (b) 当該通知の有効期間を指定しなければならない。
- (2) (1) (b)にいう期間は、次のとおりでなければならない。
- (a) その通知の日から 5 年以下、又は
 - (b) その通知が関係する商標の登録がその通知の日から 5 年以内に満了する場合は、現在の登録が存続する期間を上回らないこと

第 139 条 最高行政官は通知を受理し又は拒絶しなければならない

最高行政官は、第 137 条に基づく通知について、

- (a) 次の事項、すなわち、
 - (i) 権利主張者、及び権利主張者によってされた通知が本条及び規則の要件を満たしているときは、その通知を受理すること、又は
 - (ii) 権利主張者、又は権利主張者によってなされた通知が本条及び規則の要件を満たしていないときは、その通知を拒絶すること、の何れかを行わなければならない、かつ
- (b) 通知を受領してから合理的な期間内に、権利主張者に対し、その通知を受理したか又は拒絶したかを連絡しなければならない。

第 139A 条 最高行政官は受理された通知を保留することができる

- (1) 最高行政官は、次のことが認められる場合は、受理された通知を保留することができる。
- (a) 受理された通知に関して保有されている情報が不正確であるか、若しくはもはや正確でなくなっていること、又は
 - (b) 担保又は補償若しくはその両方の提供に関する要件が遵守されていなかったこと、又は
 - (c) 受理された通知に関する金額に対して提供される保証について負う義務が遵守されていなかったこと
- (2) 最高行政官は、受理された通知を保留する前に次のことをしなければならない。
- (a) 次の者に対して、受理された通知を保留する最高行政官の意図を書面で連絡すること
 - (i) 第 137 条に基づいて通知を出した者、又は
 - (ii) 最高行政官が当該通知に関する商標の譲渡又は移転の通知を受領している場合は、商標の現在の所有者として通知を受けた者、及び
 - (b) 最高行政官による理由の陳述を連絡の中に加える、若しくは添付すること、及び
 - (c) 連絡を受けた者に 20 就業日以内に応答させるようにすること、及び
 - (d) その者が許容時間内に最高行政官に対して行った応答を考慮すること
- (3) (2)の書面による連絡は次のようにして行うことができる。
- (a) その者に引き渡すことにより、又は
 - (b) 最高行政官に通知されているその者の最新の住所へ郵送することにより

第 139B 条 保留の通知

- (1) 最高行政官は、受理された通知を保留することを決めた場合は、第 139A 条(2) (a)にいう

者に対して、書面による保留の通知を行わなければならない。

(2) 保留の通知は次のようにして行うことができる。

(a) その者に引き渡すことにより、又は

(b) 最高行政官に通知されているその者の最新の住所へ郵送することにより

第 139C 条 最高行政官は受理された通知の保留を解除することができる

最高行政官は、もはや保留の理由に該当しないと認める場合、第 139A 条に基づいて受理された通知の保留を解除することができる。

第 140 条 受理された通知の有効期間

(1) 受理された通知は、その通知において指定された期間について有効とする。ただし、次の条件が該当するときは、この限りでない。

(a) その通知が、権利主張者による書面による通知によって撤回されること、又は

(b) 裁判所が第 153 条に基づく手続において、その通知が取り消されるよう命令すること、又は

(c) 当該通知が関係する商標の登録が、抹消され、取り消され、無効宣言されたか、又は満了したこと

(2) ただし、第 139A 条に基づく保留の期間中は、通知は有効にならない。

第 141 条 ライセンシーは通知を要求することができる

(1) 登録商標のライセンシーとその商標の所有者との間の協定に従うことを条件として、ライセンシーは所有者に対し、その商標に関して第 137 条に基づく通知をするよう要求する権利を有する。

(2) 所有者が前記の要求を受けてから 2 月以内に通知を出すことを拒絶又は無視した場合は、ライセンシーは、同人が所有者であるものとして、同条の項目に基づく通知をすることができる。

侵害標識について通知がされた場合の調査

第 142 条 第 143 条から第 146 条までの適用

第 143 条から第 146 条までの規定は、個人使用及び家庭での使用のために輸入された商品には適用しない。

第 143 条 調査をする旨の決定

最高行政官は、次の条件が満たされるときは、商品が侵害標識についての通知に関係する商品と思われるか否かを確定するために調査をすることができる。

(a) 第 139 条に基づいて受理された通知が有効であること、及び

(b) 最高行政官が、輸入された商品であって税関の管理下にあるものが当該通知に関係する商品である可能性があると考えること

第 144 条 権利主張者は調査のための情報を提供すべきこと

最高行政官は、第 143 条に基づく調査のために、権利主張者又はその商品に利害関係を有していると最高行政官が考えるそれ以外の者に対し、最高行政官が要求する情報を、提出要求を受けた日から 10 就業日以内に提供するよう要求することができる。

第 145 条 情報提供の要求に関する制限

(1) 最高行政官は、最高行政官が第 143 条に基づく調査のために合理的に必要なと考える場合を除き、何人に対しても第 144 条に基づく情報の提供を要求してはならない。

(2) 第 144 条に基づく情報の提供を命じられた者は、その情報の提供に関し、証人が裁判所において有するものと同一の特権を有する。

(3) ある者が第 144 条に基づいて最高行政官が要求する情報の提供を拒絶するか又は履行しない場合は、最高行政官は、(2)の規定に従うことを条件として、第 143 条に基づく見解の形成又は第 146 条に基づく決定の作成に際し、その拒絶又は不履行を考慮することができる。

最高行政官の決定

第 146 条 最高行政官の決定

最高行政官は、調査を行うか否かに拘らず、第 143 条に基づいて見解を形成する合理的な期間内に、商品が侵害標識についての通知に関係する商品であると思われるか否かを決定しなければならない。

第 147 条 決定の通知

最高行政官、第 146 条に基づく決定をしたときは、送達をするために合理的に必要な期間内に、その決定についての通知が書面により次の者に送達されるようにしなければならない。

(a) 権利主張者、及び

(b) それ以外の者であって、最高行政官にとって前記の商品に利害関係を有すると思われる者

第 148 条 通知不送達の結果

第 149 条に基づく商品の留置は、第 147 条に基づく通知の不送達によって非合法とはされない。

侵害標識が付されている商品の留置

第 149 条 侵害標識が付されている商品の留置

(1) 最高行政官が、税関の管理下にある輸入商品が第 139 条に基づいて受理された通知に係る商品である可能性があるとして判断した場合は、それらの商品は、次の時まで、最高行政官又は税関職員の下に留置されなければならない。

(a) 最高行政官が、第 152 条に基づく手続において出された命令であって、通知は取り消されるべきであるとするものの送達を受ける時、又は

(b) 最高行政官が、第 152 条に基づく手続において出された命令であって、商品の留置は解

除されるべきであるとするものの送達を受ける時、又は

(c) それらの商品に関する第 153 条に基づく法的手続(上訴を含む)が、個人使用及び家庭での使用以外の目的で輸入された商品は侵害標識が商品上に又は商品との物理的關係において使用されている商品ではない旨の判決によって決定される時、又は

(d) それらの商品に関する第 153 条に基づく法的手続が、上訴を含め、放棄される時、又は

(e) 第 147 条に基づく通知が送達されてから 10 就業日が経過し、かつ、最高行政官が、輸入者又は荷受人以外によって第 153 条に基づいて提起された手続についての通知の送達を受けていない時

(2) 第 150 条の規定に従うことを条件として、(1) (a) から (e) までに規定されている事項の何れかが生じたときは、その商品は、その商品に対して権利を有する者に引き渡されなければならない。

(3) 最高行政官は、特定の場合において、(1) (e) にいう期間を 20 就業日まで延長することができるが、ただし、最高行政官が諸般の事情を考慮して、そのようにすることが適切であると判断した場合に限る。

第 150 条 如何なる場合に留置商品の引渡を受けられるか

最高行政官又は税関職員は、次の条件が満たされる場合は、第 149 条に基づく商品を引き渡さなければならない。

(a) その商品の輸入に関するすべての法的要件が満たされること、及び

(b) 担保の寄託を要求する規則に基づいて行われたすべての要求が満たされること、及び

(c) 商品の引渡が法律に違反しないこと

第 151 条 同意による商品の没収

(1) 商品が最高行政官又は税関職員の管理下で留置されている場合は、その商品の輸入者又は荷受人は最高行政官に書面をもって通知し、その商品が政府に没収されることに同意することができる。

(2) (1) の規定に基づく通知があったときは、その商品は政府に没収される。

侵害標識が付されている商品に関する手続

第 152 条 侵害標識が付されている商品に関する種々の命令を求める申請

裁判所は、何人かの申請があったときは、次の内容の命令を出すことができる。

(a) 第 139 条に基づいて受理した通知を取り消すこと、又は

(b) 第 149 条に基づいて留置した商品を引渡すこと

第 153 条 商品に侵害標識が付されているか否かを決定する手続

(1) 裁判所は、何人かの申請があったときは、個人使用及び家庭での使用以外の目的で輸入された商品であって、第 146 条に基づく決定の対象とされているものが、その上に又はそれとの物理的關係において侵害標識が使用されている商品であるか否かを決定することができる。

(2) (1) の規定に基づく手続についての通知が、最高行政官に送達されなければならない。

- (3) (1)の規定に基づく手続において、
- (a) 裁判所は、その手続が対象とする商品に利害関係を有するすべての者に対する通知の送達に関する指示を出さなければならない。
 - (b) 通知の送達を受けた者は、次の事項についての権原を有する。
 - (i) それらの手続に出頭すること。同人が第 147 条に基づく通知の送達を受けているか否かを問わない。
 - (ii) それらの手続において出された命令に対して上訴すること。同人が手続に出頭していたか否かを問わない。
- (4) (1)の規定に基づく手続において出された命令は、次の時点で有効となる。
- (a) 上訴の通知をすることができる期間の満了時、又は
 - (b) (上訴の通知が前記の通知期間の満了前に出されている場合は)上訴手続についての最終決定又は放棄の時

第 154 条 裁判所の権限

- (1) 第 153 条に基づく手続において、裁判所が、個人使用及び家庭での使用以外の目的で輸入された商品であって第 146 条に基づいてされる決定の対象であるものは、その上に又はそれとの物理的関連において侵害標識が使用されている商品である旨の決定をしたときは、裁判所はその商品に関して次の処置を命ずる命令を出さなければならない。
- (a) 政府に没収されること、又は
 - (b) 廃棄されること、又は
 - (c) 裁判所が適当と考える他の処置がされること
- (2) (1)の規定に基づいて如何なる命令を出すかを考慮するに際し、裁判所は次の事項を考慮しなければならない。
- (a) 登録商標の侵害訴訟手続において可能な他の救済が、権利主張者に補償をし、かつ、その利益を保護する上で十分であるか否かということ、及び
 - (b) 侵害標識がその上に又はそれとの物理的関係において使用されている商品が、権利主張者に悪影響を及ぼす方法で処分されないようにすることの必要性
- (3) 2 以上の者が商品に利害関係を有する場合は、裁判所は次の事項を行うことができる。
- (a) その商品について売却その他の処分をし、その収益を分配するよう指示すること、及び
 - (b) 裁判所が適当と考える他の命令を出すこと
- (4) 第 153 条に基づく手続において、裁判所が、個人使用及び家庭での使用以外の目的で輸入された商品であって第 146 条に基づいてされた決定の対象であるものは、その上に又はそれとの物理的関係において侵害標識が使用されている商品ではないと決定したときは、裁判所は、その手続当事者が、裁判所が適当と考える額の補償金を商品の輸入者、荷受人又は所有者に対して支払うべき旨の命令を出すことができる。

侵害標識が付されている商品の検査

第 155 条 商品の検査

- (1) 最高行政官又は税関職員は、商品又は第 143 条又は第 153 条が適用される手続に利害関係を有すると主張する者に、その商品を検査することについて許可を与えなければならない。

ただし、最高行政官又は税関職員が、次の事項の何れかが適用される商品を保管している場合に限るものとする。

- (a) 第 137 条に基づいて出された通知
 - (b) 第 143 条に基づく調査
 - (c) 第 153 条に基づく手続
- (2) 商品に利害関係を有すると主張する者は、次の事項を行うことができる。
- (a) 通常の就業時間中にその商品を検査すること、又は
 - (b) 最高行政官又は税関職員の承認を得て、商品又はその見本を、それを検査するために、指定された期間に限り、かつ、最高行政官又は税関職員によって指定された条件に基づいて、他の場所に移動させること
- (3) 本条に基づいて商品を検査しようとする者は、最高行政官又は税関職員に対し、それらの商品を検査する意図についての 72 時間以上前に又は最高行政官若しくは税関職員がその目的で指定するそれより短い期間内に予告通知を出さなければならない。

税関職員の執行権限

第 155A 条 税関職員は税関の管理下にある商品を押収することができる

- (1) 税関職員は、税関の管理下にある如何なる輸入商品も、それらが第 124 条(a)に基づく罪の証拠であり又はその罪の調査に重要な関連があると税関職員が信じるに足りる合理的な理由がある場合は、押収することができる。
- (2) 第 134T 条から第 134W 条の規定を、本条に基づいて押収したあらゆる輸入商品に準用し、これらの規定の適用において、最高行政官というときは、常にニュージーランド税関の最高行政官をいうものと解釈しなければならない。

第 155B 条 最高行政官は税関の管理下にある商品に関する書類の提出を要求することができる

- (1) 税関の管理下にある商品が本法に違反して輸入されたと税関職員が合理的な理由に基づいて考える場合は、最高行政官は書面による通知により、その商品を輸入したと税関職員が考える者、又はその者の代理人として行為したと税関職員が考える者に対して、その商品を第 155A 条に基づいて押収すべきか、或いは引き渡すべきかの決定に関連すると税関職員が考える指定された書類若しくは指定された種類の書類であって、その者が所持又は管理しているものを、検査のため税関職員に提出するよう要求することができる。
- (2) 本条に基づいて書類の提出を要求する通知は、次のとおりでなければならない。
 - (a) 所定の様式によること、及び
 - (b) 書類の提出先である税関職員について指定していること、及び
 - (c) 書類を提出する合理的な期限及び場所について指定していること、及び
 - (d) 次のとおり送達されること
 - (i) 本人に直接引き渡すことにより、又は
 - (ii) その者の住所へ郵送する、若しくはその者がその時点で使用している文書交換箱へ届けることにより、又は
 - (iii) その者がファクシミリによる書類の伝送に使用している電話番号へ、ファクシミリに

より送付することにより，又は

(iv) その者が，JBMS(1966年関税及び物品法第131A上の意義の範囲内)に登録されている場合は，その者に関するJBMSの通常の手順に従って，電子的方法でその者へ伝送することにより

(3) 検査のために書類の提出を受けた税関職員は，次の1又は2以上のことを行うことができる。

- (a) 当該書類を検査すること
- (b) 当該書類の抄本を作成すること
- (c) 当該書類の謄本を作成すること

第 155C 条 最高行政官はある者に対して税関の管理下にある商品について出頭して質問に回答するよう要求することができる

(1) 税関の管理下にある商品が本法に違反して輸入されたと税関職員が相当の理由に基づいて考える場合は，最高行政官は，書面による通知により，その商品を輸入したと税関職員が考える者，又はその者の代理人として行為したと税関職員が考える者に対して，その商品を第155A条に基づいて押収すべきか，或いは引き渡すべきかの決定に関連すると税関職員が考える質問について，税関職員の所へ出頭して回答するよう要求することができる。

(2) 本条に基づいて税関職員の所へ出頭して回答するよう要求する通知は，次のとおりでなければならない。

- (a) 所定の様式によること，及び
- (b) 出頭先である税関職員について指定していること，及び
- (c) 出頭する合理的な期限及び場所について指定していること，及び
- (d) 次のようにして送達されること
 - (i) 本人に直接引き渡すことにより，又は
 - (ii) その者の住所へ郵送する，若しくはその者がその時点で使用している文書交換箱へ届けることにより，又は
 - (iii) その者がファクシミリによる書類の伝送に使用している電話番号へ，ファクシミリにより送付することにより，又は
 - (iv) その者が，JBMS(1966年関税及び物品法第131A上の意義の範囲内)に登録されている場合は，その者に関するJBMSの通常の手順に従って，電子的方法でその者へ伝送することにより

第 155D 条 税関職員は提出命令を申請することができる

(1) 輸入商品に関する第122条から第124条までの何れかの規定に対する罪の証拠であるか，又はその調査に重要な関連性があると考えられる1又は2以上の書類を，ある者が所持，保管又は管理していると税関職員が相当の理由に基づいて考える場合は，税関職員は，地方裁判所裁判官に対し，当該書類を税関職員による検査のために提出するようその者に要求する命令を申請することができる。

(2) 税関職員による(1)に基づく命令の申請は，次のとおりでなければならない。

- (a) 書面によること，及び
- (b) 所定の様式があるときはその様式によること，及び

- (c) 宣誓した上でなされるものであること、及び
- (d) 申請の理由を合理的な詳細さで記載していること、及び
- (e) 求める命令に係る書類の詳細を提供すること

第 155E 条 裁判官は書類の提出を命令することができる

(1) 第 155D 条に基づいて申請が行われ、かつ、輸入商品に関する第 122 条から第 124 条までの何れかの規定に対する罪の証拠であるか、又はその調査に重要な関連性があると考えられる 1 又は 2 以上の書類を、求める命令に係る者が所持、保管又は管理していると信じるに足りる相当の理由があると地方裁判所裁判官が認める場合は、地方裁判所裁判官は、その者に対して、当該書類を税関職員による検査のために提出するよう命令することができる。

(2) (1) に基づく命令は次のとおりでなければならない。

- (a) 所定の様式があるときはそれによること、及び
- (b) 次のことを指定していること
 - (i) 検査のために書類を提出する期限、及び
 - (ii) 検査のために書類を提出する場所、及び
 - (iii) 検査のための書類の提出先である税関職員、及び
- (c) 地方裁判所裁判官が適当と考える追加の条件に従うことを条件とすることができること

第 155F 条 書類の提出を受ける税関職員の権限

第 155E 条の命令に基づいて、検査のために書類の提出を受けた税関職員は、次の 1 又は 2 以上のことを行うことができる。

- (a) 当該書類を検査すること
- (b) 当該書類の抄本を作成すること
- (c) 当該書類の謄本を作成すること

第 155G 条 税関職員に対する搜索令状の交付

(1) 税関職員は、場所若しくは物を搜索するために搜索令状を申請することができる。

(2) 地方裁判所裁判官、治安判事(民間)、地域の治安判事、又は地方裁判所の登録官(以下「交付官」という)は、税関職員の申請があったときは、令状を交付することができるが、ただし、その場所若しくは物に、輸入商品に関する第 122 条から第 124 条までの何れかの規定に対する罪の証拠であるか、又はその調査に重要な関連性がある物が存在すると信じるに足りる相当の理由があると交付官が認める場合に限る。

(3) 第 134G 条から第 134S 条を、本条に基づいて申請及び交付されるすべての搜索令状に準用する。

(4) 第 134T 条から第 134W 条を、本条に基づいて交付される搜索令状に基づいて押収したあらゆる物に準用し、これらの規定の適用において、最高行政官というときは、常にニュージーランド税関の最高行政官をいうものと解釈しなければならない。

第 155H 条 自己負罪拒否特権

(1) 第 155B 条若しくは第 155C 条に基づく通知、又は第 155E 条に基づく命令は、2006 年証拠法第 60 条に基づいて個人に認められる自己負罪拒否特権に影響を及ぼすものではない。

(2) 如何なる自己負罪拒否特権の主張も、2006年証拠法第60条に基づいてなされなければならない。

(3) 個人が、2006年証拠法第60条に基づく秘匿特権付情報であることを理由として情報若しくは書類の提出又は質問への回答を拒否した場合は、税関職員又は警察官は、地方裁判所裁判官に対し、特権の主張が有効か否かを決定する命令を申請することができ、そのような申請に関し当該個人は、情報若しくは書類を提出した場合、又は質問に回答した場合に自己負罪になる可能性が合理的に高いかどうかを、地方裁判所裁判官が判断できるようにするための十分な証拠を提供しなければならない。

(4) 疑義を避けるため、本条の如何なる規定も、2006年証拠法第60条に基づいて個人に認められる自己負罪拒否特権について、同法第65条(特権の放棄に関する規定)の適用に影響を及ぼすものではない。

(5) 2006年証拠法第63条は、第155E条に基づいて出される命令には適用しない。

第155I条 その他の特権

(1) 刑事訴訟において、ある者が通信内容若しくは情報に関して2006年証拠法第54条又は第56条に基づく特権を主張できる場合は、その者は、第155B条若しくは第155C条に基づいて交付される通知、第155E条に基づいて出される命令、及び第155G条に基づいて交付される搜索令状の目的でも同一の特権を有する。

(2) (3)は、2006年証拠法第55条(1)にいう会計帳簿又は会計記録の書類に適用する。

(3) (1)による2006年証拠法第54条(法律顧問との通信内容に関する特権についての規定)の適用は、次のことを妨げ、制限し、又はこれに影響を及ぼすものではない。

(a) 本項が適用される書類に関する第155B条に基づく通知の交付、若しくは当該通知を遵守する義務、又は

(b) 本項が適用される書類に関する第155E条に基づいて出される命令、若しくは当該命令を遵守する義務、又は

(c) 本項が適用される書類に関する第155G条に基づく搜索令状の交付、又は

(d) 第155B条に基づいて交付された通知、第155E条に基づいて出された命令、若しくは第155G条に基づいて交付された搜索令状の下で得られた、本項が適用される書類の内容に関する証拠の、本法に基づく刑事訴訟における許容性

(4) 本条に基づく特権を有する者には、次のことを行う権利がある。

(a) 刑事訴訟において、特権が適用される通信内容又は情報を開示するよう求められた場合に、その開示を拒否すること、及び

(b) 通信内容又は情報の搜索を阻止すること、及び

(c) 特権の主張についての決定が行われるまでに、搜索の権限の行使者によって、通信内容又は情報が押収された場合に、その返却を要求すること

(5) ある者が本条に基づいて通信内容又は情報に関する特権を主張した場合は、税関職員又は警察官は、地方裁判所裁判官に対し、特権の主張が有効か否かを決定する命令を申請することができ、そのような申請について決定するため、地方裁判所裁判官はその通信内容又は情報を提出するよう要求することができる。

(6) 地方裁判所裁判官は、税関職員又は警察官の申請があったとき、本条に基づく特権の主張が、2006年証拠法第67条(1)に基づいて、手続において却下される筈のものであると認め

る場合は、当該特権の主張を却下することができる。

(7) 2006年証拠法第65条(特権の放棄に関する規定)は、本条に基づく何れかの特権に適用される。

第155J条 罪

(1) 何人も第155B条に基づいて出された通知の遵守を、正当な理由なく拒否し又は怠ってはならない。

(2) 第155C条に基づいて出された通知により、税関職員の所へ出頭し、質問に回答するよう要求された者は、正当な理由なく次のことをしてはならない。

(a) 当該通知に従って税関職員の所へ出頭することを拒否し若しくは怠ること、又は

(b) 質問への回答を拒否すること

(3) 何人も第155E条に基づいて出された命令の遵守を、正当な理由なく拒否し又は怠ってはならない。

(4) (1)から(3)の何れかに違反したすべての者は有罪であり、有罪判決により次の刑罰が科せられる。

(a) 個人の場合は、6月以下の拘禁又は10,000ドル以下の罰金、及び

(b) 法人の場合は、50,000ドル以下の罰金

第155K条 善意による権限の行使は責任を問われない

(1) 本条は次の者に適用される。

(a) 税関職員、及び

(b) この副部に基づいて、税関職員を補助する者

(2) 本条が適用される如何なる者も、本法に基づく権限の行使又は意図された行使において行った行為又は無為について、その者が次の通り行為した場合は、責任を負わない。

(a) 善意により、かつ

(b) 合理的な方法で、かつ

(c) 権限行使の前提条件が満たされていたという合理的な確信の下に

最高行政官の権限、義務及び職務の委譲

第156条 最高行政官の権限、義務及び職務の委譲

(1) 税関大臣の書面による同意により、最高行政官は随時、一般的に又は特定の事項に関し、その署名を付した書面をもって、本法により又は本法に基づいて最高行政官に与えられた又は課された権限、義務及び職務の全部又は一部を税関職員に委譲することができる。

(2) (1)の規定に基づく委譲は、同項の規定に基づく委譲する権限を含まない。

(3) 税関大臣又は事情に応じて最高行政官から随時与えられる一般的若しくは特別の指示又は賦課される条件に従うことを条件として、権限を委譲された税関職員は、その権限を、委譲によってではなく、本法の規定によって直接付与された場合と同一の方法により、かつ、同一の効力をもって行使することができる。

(4) 本条に基づく委譲に基づいて行動していると思われるすべての職員は、反証がない場合は、委譲の条件に従って行動しているものと推定される。

- (5) 本条の規定に基づく委譲は、
- (a) 特定された者，又は特定された官職若しくは官職の等級の現在の所有者に対して行うことができ，また
 - (b) 随意に取消可能であり，かつ，その委譲は最高行政官による如何なる権限の行使も妨げず，また
 - (c) 委譲をした最高行政官が辞任した場合であっても，その委譲が取り消されるまで，委譲の趣旨に従って引き続き効力を有し，かつ，最高行政官の職務の後任者によって委譲されたものとして引き続き効力を有する。

第 157 条 本法による権限に基づいて行為をする者の保護

- (1) 政府，最高行政官又は税関職員は，第 146 条から第 156 条までの何れかの規定又はそれら条項のために制定された規則の適用上の行為若しくは無為の事柄に関しては，一切の刑事上若しくは民事上の責任を負わない。
- (2) (1)の規定は，政府，最高行政官又は税関職員が悪意をもって行為した場合は，適用しない。

副部 4 雑則

申請は局長宛か裁判所宛か？

第 158 条 申請は局長宛か裁判所宛か？

局長又は裁判所の何れかに対して本法に基づく決定を求める申請をすることができる者は、

(a) 問題とする商標に関する訴訟が係属している場合は、裁判所に対して申請をしなければならず、

(b) それ以外の場合は、局長に対して申請することができ、局長は次のことを行うことができる。

(i) 当事者を聴聞した後、当事者間の問題を決定すること、又は

(ii) 手続の如何なる段階においても、その申請を裁判所に付託すること

局長の出頭

第 159 条 一定の手続における局長の出頭

(1) 求められた救済措置が、登録簿の変更若しくは更正又は登録商標の変更、取消若しくは無効を含む法的手続においては、局長は、

(a) 出頭し、聴聞を受ける権利を有し、また

(b) 裁判所から指示された場合は、出頭しなければならない。

(2) 局長は、裁判所から別段の指示を受けた場合を除き、本人が出頭する代わりに、裁判所に陳述書を出すことができ、

(a) 陳述書の内容は、局長が知っている範囲での次の事項、すなわち、

(i) 争点

(ii) 局長が行った決定がある場合は、その理由

(iii) 類似の事例におけるニュージーランド知的財産庁の慣行

(iv) その争点に関連性のあるその他の事項

に関するものとし、かつ

(b) その陳述書は局長により署名されているものとする。

(3) 局長の陳述書は、その手続における証拠の一部を構成する。

第 160 条 局長に対して提起される手続における証拠の提出方式

(1) 規則に従うことを条件として、局長に対して提起される本法に基づく手続においては、証拠は、別段の指示がない場合は、宣誓供述書又は司法手続外誓約書により提出しなければならない。

(2) ただし、(1)の規定に拘らず、局長は次の事項を行うことができる。

(a) 宣誓供述書又は司法手続外誓約書による証拠の代わりに若しくはそれへの追加として、口頭証拠をとること、又は

(b) 供述人若しくは誓約人に対し、その宣誓供述書又は司法手続外誓約書に関して反対尋問することを許可すること

(3) そのような司法手続外誓約書は、上訴の場合は裁判で、宣誓供述書による証拠の代わり

として使用することができ、かつ、そのように使用された場合は、宣誓供述書による証拠に係る付随的条件及び効果のすべてを有するものとする。

(4) 局長に対して提起される本法に基づく手続において、局長は、証人に宣誓させることができ、かつ、所定の方法により証人の出頭並びに書類の開示及び提出を命じることができる。

(5) 局長の面前で宣誓した上で提供された証拠は、1961年刑法第108条及び第109条の適用上、裁判手続において提供されたものとみなされる。

(6) 1961年刑法第111条を、本法の適用上作成されたすべての宣誓供述書及び司法手続外誓約書に適用する。

第161条 記載事項、書類等の証拠

(1) 局長によって署名された証明書であつて、本法により若しくは本法に基づいて行うことが局長に授權されている旨の記載がされたか若しくはされなかったこと、又は行うことが前記のように局長に授權されている他の事柄が履行されたか若しくはされなかったことを証明するものは、そのように証明された事項についての一応の証拠である。

(2) 登録されている書類の謄本又は抄本は、第181条(2)にいう機器又は装置にその詳細が記入されていて、局長により真正の謄本又は抄本である旨を証明されたものであるときは、訴訟手続においてそれらの原本と同程度の証拠として認められる。

(3) 何人も、所定の手数料を納付して、登録簿記入事項に関する謄本の交付又は証明を請求することができる。

(4) 局長が本法その他の法律によりすることを指示され、許可され若しくは授權されている行為、権限、職務又は義務に関し、その実行、行使又は遂行についての所定の方法による告示は、それが適法に実行され、行使され又は遂行されたことの一応の証拠である。

第162条 登録は有効性の一応の証拠である

登録商標に関するすべての法的手続において、ある者が商標の所有者として登録されているという事実は、その商標の原登録並びにその後のすべての譲渡及び移転の有効性に関する一応の証拠である。

第163条 譲渡及び移転に関する局長の決定に対する上訴

登録簿に記載のない書類又は証書は、商標についての権原を証明するものとして、裁判所における証拠として受け入れてはならない。ただし、

(a) 第76条に基づく申請又は第170条に基づく上訴のためである場合はその例外とする。又は

(b) 裁判所が別段の指示をする場合は、この限りでない。

第164条 商慣行等は考慮されなければならない

商標又は商号に関する争訟又は手続において、裁判所又は場合により局長は、次の事項についての証拠を認めなければならない。

(a) 関係する取引に関する慣行、及び

(b) 関連性のある商標、商号又は外装であつて、他人が適法に使用しているもの

第 165 条 有効性の証明書

(1) 登録商標の登録の有効性が問題とされる法的手続において、裁判所は、その商標の所有者に有利な決定を証明することができる。

(2) 登録商標の所有者であって、その商標登録の有効性が再度問題とされるその後の法的手続において自己に有利な最終的命​​令又は判決を取得した者は、次の条件が満たされている場合は、事務弁護士と依頼人との間で生じたすべての費用、料金及び経費について弁済を受ける権原を有する。

(a) 裁判所が既に、(1)の規定に基づいて当該所有者に有利な決定を証明しており、かつ

(b) 裁判所が、その後の法的手続において、当該所有者がそれらの費用、料金及び経費の弁済を受ける権原を有さない旨の証明をしていないこと

費用

第 166 条 費用

(1) 局長は、本法に基づいて局長に提起される手続において、

(a) すべての当事者に対し、命​​令をもって、局長が合理的であるとする費用を裁定することができ、また

(b) 如何なる方法により、かつ、何れの当事者がそれを支払うべきであるか指示することができる。

(2) (1)の規定に基づく命​​令は、次のとおりに取り扱うことができる。

(a) 裁判所の判決として記録すること、及び

(b) 裁判所の許可を得て、それに従って執行すること

第 167 条 費用の担保

(1) 本法に基づく法的手続の当事者が、ニュージーランドにおいては居住しておらず、また、営業も行っていない場合は、局長又場合により裁判所は、同人に対し、手続費用の担保を提供するよう命​​じることができる。

(2) 同人が(1)の規定に従わない場合は、局長又は裁判所は、その手続が同人により放棄されたものとして取り扱い、それに応じてその事件についての決定をすることができる。

第 168 条 証明又は使用許可の拒絶に対する上訴に係る費用についての裁定は行われぬ

第 167 条の規定に拘らず、証明商標の所有者による商品若しくはサービスについての証明又はその商標の使用許可についての拒絶に対する局長への上訴に関しては、局長は、何れかの当事者に又は何れかの当事者に対して手続費用を裁定する管轄権を有さない。

第 169 条 裁判所に提起される手続における局長の費用

本法に基づくすべての裁判所手続においては、局長の費用は裁判所の裁量により定められる。

上訴

第 170 条 局長の決定に関する上訴

本法に基づく局長の決定によって被害を受けた者は、裁判所に上訴することができる。

第 171 条 上訴の通知

第 170 条に基づく上訴の通知は、上訴の対象とする決定があった日から 20 就業日以内に裁判所に提出し、かつ、局長に送達しなければならない。

第 172 条 上訴についての聴聞

- (1) 上訴があったときは、裁判所は、当事者及び局長を聴聞しなければならない。
- (2) 上訴についての聴聞は、局長により陳述された資料のみに基づいて行われなければならない。ただし、当事者が、所定の方法により又は裁判所の特別の許可を得て、裁判所の審理を求める追加の資料を提出するときは、この限りでない。
- (3) 商標に関する出願の受理又は登録に対する上訴の場合は、
 - (a) 裁判所の許可を得た場合を除き、異議申立人が陳述したもの以外の、異議申立人又は局長による異論に関する追加の理由は容認されず、また
 - (b) 異論に関する追加の理由が容認された場合は、出願人の出願は、異議申立人の費用を支払うことなく、所定の通知をして取り下げることができる。

第 173 条 上訴についての裁決

上訴についての裁決をするに際し、裁判所は、次の事項の何れかをするすることができる。

- (a) 局長の決定又はその一部を確認、修正又は破棄すること
- (b) 上訴の対象事項に関し局長が行使することが可能であった権限を行使すること
- (c) 商標の登録に対する上訴の場合は、登録しようとする商標について、その同一性に実質的な影響を及ぼさない方法による修正を許可すること。ただし、そのような場合は、そのように修正した商標は、登録前に所定の方法により公告されなければならない。

第 174 条 上訴についての裁決が行われるまでの規定

本法に基づく上訴の対象である決定が、上訴について裁決がされるときまで、引き続き完全な効力を有する。ただし、裁判所が別段の指示をするときは、この限りでない。

第5部 管理規定及び雑則

副部1 局長及び局長補

商標局長

第175条 商標局長及び局長補

(1) 省の最高行政官は、1988年国家公務員法に基づいて次の役職員を任命しなければならない。

(a) 商標局長、及び

(b) 本法の適用上必要な人数の商標局長補

(2) これらの者は省の一般職員であり、その任命は省の他の官職と同時に又は個別に行うことができる。

第175A条 局長の職務

本法及び規則に基づく局長の職務は次のとおりとする。

(a) 商標登録出願を審査し、登録商標の変更、更新、譲渡、取消、無効宣言、及び抹消について検討し、商標の審査及び登録に関するその他の決定を行うこと、及び

(b) 商標の登録出願をしようとする者に対して、予備的通知及び調査通知を行うこと、及び

(c) 第177条に基づき、諮問委員会の任命及び変更を行うこと、及び

(d) 諮問委員会に対して管理上の支援を行うこと、及び

(e) 商標登録簿を維持し、商標登録簿に関連するその他の義務及び責任を実行すること、及び

(f) 本法及び規則によって与えられるその他の職務、義務及び権限を遂行又は行使すること

第175B条 局長補の権限

(1) 商標局長による管理に従うことを条件として、局長補は、第175C条に基づく委譲する権限以外の本法に基づく局長の職務、義務及び権限を有する。

(2) 局長補が前記の職務、義務及び権限を遂行又は行使するという事実が、そのようにする権限の確定証拠である。

第175C条 局長の委譲する権限

(1) 局長は、一般的に又は特定の事項に関し、局長の職務、義務及び権限(この委譲する権限を除く)の何れかを、何れかの者に委譲することができる。

(2) 委譲は次のとおりでなければならない。

(a) 書面によらなければならないこと、及び

(b) 局長が適当と考える制限や条件に従うことを条件とすることができること、及び

(c) 書面によりいつでも取消可能であること、及び

(d) 局長による職務、義務又は権限の遂行若しくは行使を妨げないこと

(3) 職務、義務及び権限の何れかを委譲された者は、委譲ではなく、本法の規定によって直接付与された場合と同じ方法により、かつ、同じ効力をもって遂行及び行使することができる

る。

(4) 委譲に基づいて行動していると思われる者は、反証がない場合は、その条件に従って行動しているものと推定される。

(5) 本法又は規則において局長というときは、何れかのことについてその委譲を受けた者も含まれるものとする。

第 175D 条 局長他の責任

局長、局長補又は局長を代理する者は、局長の職務、義務及び権限の誠実なる行使又は不行使に関して個人的責任は問わない。

第 176 条 局長裁量権の行使前における聴聞

局長は、本法又はそれに基づいて定められた規則に基づく局長の裁量権その他の権限を何人かに不利になるように行使することを、(所定の期間内にそのようにすることが要求されている場合は) 該当者に聴聞の機会を与えることなく行ってはならない。

副部 2 諮問委員会

第 177 条 諮問委員会

- (1) 局長は、諮問委員会を任命しなければならない。
- (2) 局長は、諮問委員会を変更することができる。

第 178 条 諮問委員会の職務

諮問委員会の職務は、文言及び形象も含め、マオリ標識に由来している又は由来していると思われる商標に関して提案されている使用又は登録が、マオリにとって侮辱的であるか否か又はそうなる虞があるか否かを局長に助言することである。

第 179 条 諮問委員会の委員

- (1) 局長はいつでも、諮問委員会の委員を任命又は解任することができ、また、局長が適切と考えるときは、解任した委員の後任に他の委員を任命することができる。
- (2) 諮問委員会の委員として任命される者は、局長の見解として、マオリ世界観 (te ao Maori) 並びにマオリ典礼及び文化 (tikanga Maori) についてのその者の知識を顧慮して任命を受ける資格を有している者でなければならない。
- (3) 諮問委員会の委員は、局長に書面による届出をして辞職することができる。

第 180 条 諮問委員会はそれ自体の手續を規制することができる

局長が出す指示に従うことを条件として、諮問委員会は、それ自体の手續を規制することができる。

副部 3 商標登録簿

一般

第 181 条 商標登録簿

(1) 局長は、ニュージーランドにおいて登録された商標に係る登録簿をニュージーランドにおいて維持保管するようにしなければならない。

(2) 登録簿は、局長が適当と考える方式で保管することができ、その方式の中には、全部又は一部を次の機能を有する機器又は装置によるものとするを含む。

(a) 電子的に又はその他の方法により情報を記録又は保存すること、及び

(b) そのように記録又は保存された情報を容易に閲覧することができるように又は使用可能な方式で複製することができるようにすること

(3) 登録簿は、本法によって又は本法に基づいてそこに記載することを要求されているか又は許可されているすべての事項についての一応の証拠である。

第 182 条 登録簿の内容

登録簿には、次の事項を含めなければならない。

(a) すべての登録商標とその所有者の名称及び宛先

(b) 実際の登録日、みなし登録日及びニュージーランドにおける出願日

(c) 譲渡及び移転

(d) 第 78 条(c)にいう覚書

(e) 権利の部分放棄

(f) 条件

(g) 登録商標に関する他所定の事項

第 183 条 信託についての通知は登録簿に記載することができない

信託についての通知は、登録簿に記入することができず、局長は、そのような通知による影響を受けない。

登録簿の調査

第 184 条 登録簿の調査

(1) 何人も所定の手数料を納付して登録簿を調査することができ、そのための時間は次のとおりとする。

(a) 就業日であって、庁が公務処理を行っている時間

(b) 局長が許可する前記以外の時間

(2) 所定の手数料の納付があったときは、登録簿の記載事項についての認証謄本を要求した者に交付しなければならない。

登録簿に関連する罪

第 185 条 登録簿に虚偽の記入をした罪

(1) 次の行為をした者は有罪である。

(a) 記入若しくは書面が偽りであることを知りながら、登録簿に虚偽の記入をし若しくは記入をさせ、又は登録簿における記入事項の写しであると偽称する書面を作成し若しくは作成させること、又は

(b) 記入又は書面が虚偽であることを知りながら、そのような書面を証拠として提示若しくは提出し、又は提示若しくは提出させること

(2) (1)の規定に対する違反で有罪とされた者は、有罪判決により 2 年以下の拘禁に処せられる。

第 186 条 商標に関する虚偽表示の罪

(1) 次の行為をした者は、有罪である。

(a) 事実に反し、標識又は商標の全部若しくは一部が登録商標である旨の表示をすること、又は

(b) 事実に反し、登録商標が何れかの商品又はサービスに関して登録されている旨の表示をすること、又は

(c) 事実に反し、商標登録によりその使用についての排他的権利が与えられている旨の表示をすること

(2) (1)の規定に対する違反で有罪とされた者は、有罪判決により 1,000 ドル以下の罰金に処せられる。

(3) 本条の適用上、

(a) 「登録された」というときは、「本法に基づいて登録された」ことをいうものと解釈され、

(b) 「登録」というときは、「登録簿における登録」をいうものと解釈される。

(4) (3)の規定は、言及がニュージーランド以外の国において有効な法律に基づく商標の登録に係る場合は、適用しない。

副部 4 雑則

補償の不適用

第 187 条 商標に付随する権利の縮小に対しては補償を行わない

本法の制定により発生することがある，商標に付随する権利の縮小(例えば，登録簿からの商標の削除)に関しては，何人も政府から補償を受ける権利を有さない。

ニュージーランド知的財産庁

第 188 条 ニュージーランド知的財産庁の開庁時間

- (1) 局長は，
 - (a) ニュージーランド知的財産庁の開庁時間を定めることができ，また，
 - (b) 如何なる日に関しても，ニュージーランド知的財産庁の閉庁を宣言することができる。
- (2) 局長は，2013 年特許法第 5 条(3)により，当該開庁時間及び閉庁時間(ニュージーランド知的財産庁の閉庁の事前に)を公に告示しなけれなければならない。
- (3) 行為が特定日又は所定の期間に行わなければならない，当該日又は当該期間の最終日がニュージーランド知的財産庁が閉庁日である場合は，翌開庁日にされ，当該日は期限内である。

第 189 条 短期予告によるニュージーランド知的財産庁の閉庁

- (1) 第 188 条に拘らず，次の事情に該当する場合は，局長はニュージーランド知的財産庁の閉庁を告示することなく，ニュージーランド知的財産庁の閉庁を宣言をすることができる。
 - (a) 緊急事態又はその他の臨時的状況のために，局長がニュージーランド知的財産庁の閉庁が必要であるか又は望ましいと認め，かつ
 - (b) 閉庁の告示をすることが物理的にできない場合
- (2) 局長は，ニュージーランド知的財産庁の閉庁後速やかに，2013 年特許法第 5 条(3)により，該閉庁を公に告示しなけれなければならない。

人格代表者

第 190 条 代理人の承認

- (1) 商標に関して本法に基づき，ある者によって又は対して，なされなければならない行為は，本人が明示して委任した代理人によって又は対して，なすことができる。
- (2) (1)の規定は，代理人が所定の種類の者でない場合に限り，適用する。

第 191 条 一定の者の代理としての申立等

- (1) (2)に記載されている関連性のある者の何れも，本法によって若しくは本法に基づいて要求若しくは許可されている申立及び事柄を，18 歳以上ではない者又はその申立若しくは事柄を行うことができない者の名義で，かつ，それらの者の代理として，行うことができる。
- (2) (1)にいう関連性のある者とは，次の者のことである。
 - (a) 本人の後見人

- (b) 本人の法定遺産管理人がいる場合は、その管理人
- (c) 本人の財産に関し管轄権を有する裁判所が任命した者
- (3) 本条の適用上、次の者からの申請があったときは、裁判所が任命をすることができる。
 - (a) 18歳以上ではない者又は本法によって若しくは本法に基づいて要求若しくは許可されている申立若しくは事柄を行うことができない者の代理として手続をとる者、又は
 - (b) 前記以外の者であって、申立をすること又は事柄を実行することに利害関係を有している者

代替

第192条 申請人以外の者による代替一般

- (1) 本条は、次の申請に適用する。
 - (a) 第62条に基づく、抹消又は変更を求める申請
 - (b) 第65条に基づく、取消を求める申請
 - (c) 第73条に基づく、無効宣言を求める申請
 - (d) 第76条に基づく、登録簿の更正を求める申請
- (2) (1)において言及した申請は、次の条件が満たされる場合は、申請人でない者の名義で続行することができる。
 - (a) 申請人が申請をした後で、同人が申請の根拠として使用した権利又は利害が他人に付与されることになり、かつ
 - (b) 当該他人が、
 - (i) 局長に対して書面により、その権利又は利害が同人に属している旨を通知し、かつ
 - (ii) その申請を取り下げでないこと

第193条 異議申立通知上の異議申立人でない者による代替

- 出願に対する第47条に基づく異議申立は、次の条件が満たされる場合は、異議申立人でない者の名義で続行することができる。
- (a) 異議申立人が異議申立をした後で、同人が異議申立の根拠として使用した権利又は利害が他人に属することになり、かつ
 - (b) 当該他人が、
 - (i) 局長に対して書面により、その権利又は利害が同人に属している旨を通知し、かつ
 - (ii) その異議申立を取り下げでないこと

第194条 出願以外の書類の補正

- 局長は、申請(商標登録出願を除く)をした者又は本法の適用に係る通知その他の書類を提出した者の書面による請求により、又は前記の者の代理人の書面による請求により、申請、通知又は書類を補正することができるが、ただし、次の条件に該当する場合に限る。
- (a) その目的が誤記又は明白な過誤の訂正であること、又は
 - (b) 局長の見解では、事件に係るすべての事情を考慮した場合、そうすることが公平かつ合理的であること

手数料

第 195 条 手数料

(1) 過誤により局長に納付された金額又は本法によりその納付が必要とされていない金額は、局長がこれを返還することができる。

(2) そのように返還される金額は、本法に対する追加予算としてではなく、公的資金から支払われるものとする。

通知の送達

第 196 条 第 197 条の適用

第 197 条は、次のものには適用しない。

(a) 裁判所における手続において送達又は送付される通知その他の書類

(b) 本法において指定される他の手続に従って送達又は送付される通知その他の書類

第 197 条 通知の送達方法

(1) 通知その他の書類であつて、本法によって他人に送達すること又は渡すことを要求又は許可されているものは、次の方法によって送達すること又は渡すことができる。

(a) 当人又はその代理人に引き渡すこと、又は

(b) 当人又はその代理人の通常の若しくは最新の居所又は営業所に置いてくること、又は

(c) 当人又はその代理人を受取人として、その居所又は営業所宛に書簡として郵送すること

(2) 当人が死亡している場合は、通知その他の書類は、当人の人格代表者に送達又は送付することができる。

(3) 通知その他の書類が他人に郵送される場合は、それは、その書簡が通常の郵送過程で配達される時に、同人に配達されたものとみなし、また、その配達を証明するに際しては、その書簡が正しい宛先を付して投函されたことを証明することをもって足りる。

年次報告

第 198 条 [廃止]

規則を制定する権限

第 199 条 規則

(1) 総督は、枢密院令により、次の目的のすべて又は一部のために規則を制定することができる。

(a) 商品又はサービスの分類

本法に基づく商標の登録のための商品又はサービスについての補正された又は代替された分類に関し、本法と矛盾しない手続、要件、及びその他の事項について規定すること

(b) 商標登録

本法に基づく商標の登録、更新、変更又は抹消に関し、本法と矛盾しない手続、要件、及びそ

の他の事項について規定すること。これには次の事項を含める。

(i) 1の商標登録出願の複数の出願への分割について規定すること

(ia) 1の商標登録の複数の登録への分割について規定すること

(ii) 別個の出願又は登録の併合について規定すること

(iii) 連続商標の登録について規定すること

(c) ライセンシー [廃止]

(d) 代理人

局長が、手続に関する代理人として承認することを拒絶することができる者の種類について規定すること

(e) 侵害商品の輸入

本法に基づく侵害商品の輸入に関し、本法と矛盾しない手続、要件、及びその他の事項について規定すること。これには次の事項を含める。

(i) ニュージーランド税関の最高行政官により決定される条件に従うことを条件として、商品の留置、商品の処分又は納付義務がある金額の回収のうちの何れか1又は2以上に関し、ニュージーランド税関に生じた費用に対して、何れかの者に担保、補償又は双方の提供を要求すること

(ii) (i)の規定に基づいて制定された規則によって課される、担保又は補償の提供義務に対する例外について規定すること

(iii) (i)の規定に基づいて制定された規則に基づいて提供される担保の処分について規定すること

(iv) 第151条又は第154条に基づいて政府に没収された商品の処分方法について規定すること

(f) 法的手続

本法に基づく法的手続に関し、本法と矛盾しない手続、要件及びその他の事項について規定すること。これには次の事項を含める。

(i) 証人の費用の支払について規定すること

(ii) 出席して証言することに関する不履行又は拒絶をした者に対し、1,000ドル以下の罰金を科すこと

(g) 登録簿

登録簿及びその運用に関し、本法と矛盾しない手続、要件、及びその他の事項について規定すること。これには次の事項を含める。

(i) 登録簿の閲覧

(ii) 登録簿を閲覧することができる場所及び時間

(h) 手数料

本法に基づく手数料の納付が必要な事項及びそれらの手数料の額について規定すること

(i) 期間延長

本法に基づく何れかの事項に関し、その期間及び延長について規定すること

(j) 様式

本法適用上の様式について規定すること。この規則では次のことを要求することができる

(i) 様式への、指定された情報若しくは書類の包含又は添付

(ii) 指定された人によって署名されるべき様式

(k) 通知

本法に基づく通知に関し、本法と矛盾しない手続、要件、及びその他の事項について規定すること。これには本法に基づいて通知が要求される事項について規定することを含める。

(l) ニュージーランド知的財産庁

本法と矛盾しない方法により、商標に関するニュージーランド知的財産庁の業務及び局長の指揮監督下にあるすべての事項について規制すること

(m) 一般

本法によって予期される上記以外の事項であって、本法の運用上必要であるか又は本法に完

(2) (1)に基づく規則により定められる本法の手数料制度の構造は、更新手数料により次に掲げるものを回収するようなものにするができる。

(a) 長官が本法に基づく自己の職務の遂行に際して負った費用の分担額

(b) 登録による利益が十分でない者に商標登録を失効させる上で適切な動機を与える程度の費用

第 199A 条 規則：マドリッド協定議定書

総督は、枢密院令により、ニュージーランドにおいてマドリッド協定議定書に効力を生じさせるために、次の何れかについての規定を含む規則を制定することができる。

(a) 本国官庁としてニュージーランド知的財産庁を経由した国際登録の出願

(b) ニュージーランドにおける登録の基礎出願の効力が消滅した場合に従うべき手順

(c) ニュージーランド知的財産庁が、国際事務局又は規則に指定されている何れかの団体から、ニュージーランドへの保護拡大を求める請求を受理した場合に従うべき手順

(d) ニュージーランドへの保護拡大の請求が認められた場合の効果

(e) 国際登録出願又は国際登録の、国内登録出願への変更

(f) 国際事務局への情報の伝達

(g) 国際登録出願、保護の拡大及び更新に関して納付すべき手数料の請求、及び手数料の金額の規定

(h) 国際保護商標(ニュージーランド)に対する次の規定の適用

(i) 第 105 条(正当化されない訴訟)

(ii) 第 4 部副部 2(刑事訴訟)

(iii) 第 4 部副部 3(国境保護措置)

第 200 条 条約国に関する枢密院令

ニュージーランドが加盟国である又はニュージーランドに対して適用される国際協定又は取極めに効力を生じさせるために、総督は枢密院令により、その協定若しくは取極めの加盟国であるとして又は協定若しくは取極めの適用対象であるとしてその命令において指定された統一体が、本法の規定のすべて又は何れかの適用上、条約国である旨を宣言することができる。

改正

第 201 条 改正される法律

附則に指定されている法律を，同附則に表示した方法により改正する。

経過及び除外規定

第 202 条 1953 年商標法の廃止

- (1) 1953 年商標法(1953 年 No. 66)は，廃止する。
- (2) (1)の規定による 1953 年商標法の廃止に拘らず，1961 年禁止標章命令(SR1961/120)及び 1982 年禁止標章命令(SR1982/127)は，
 - (a) 同法が廃止されなかったものとして有効に存続し，かつ
 - (b) 同法に基づいて改正又は取り消すことができた場合と同一の方法により改正又は取り消すことができる。

第 203 条 一定の出願及び手続に関する経過規定

- (1) 1953 年商標法は，その廃止に拘らず，次の事項に関して引き続き効力を有し，かつ，適用される。
 - (a) 本法施行前に局長により受領された商標登録出願についてそれが登録されるまで，及びその出願に関連するすべての法的手続。後者については，その手続が本法の施行前に提起されたか否かを問わない。
 - (b) 本法施行前に局長により受領された，登録商標についての変更，更新，譲渡，削除，又は抹消を求める申請
 - (c) 本法施行前に同法に基づいて開始された法的手続
- (2) 本条は，防御商標に関する出願には適用しない。
- (3) (1) (a)の規定は，第 12 条に基づく，商標登録出願の譲渡又は移転には適用しない。

第 204 条 1953 年商標法第 54B 条に基づいて出された通知についての経過規定

- 本法施行前に登録商標の所有者が 1953 年商標法第 54B 条に基づいて最高行政官に通知を出していた場合は，
- (a) その通知は，本法第 137 条に基づいて出された通知であるものとして取り扱うものとし，かつ
 - (b) 本法第 4 部副部 3 を，それに従ってその通知に適用する。

第 205 条 防御商標の手数料についての経過規定

局長は，係属している防御商標出願であって，局長が本法施行前に受領したものに関して手数料が納付されているときは，それを返還しなければならない。

第 206 条 争われた登録についての有効性の証明書

- 1953 年商標法第 61 条に基づいて与えられた，登録の有効性に関する証明書は，本法第 165 条 (1)に基づいて与えられたものとして効力を有する。

第 207 条 1953 年商標法に基づく，条約国に関する枢密院令

1953 年商標法第 72 条に基づいて出された枢密院令は，本法第 200 条に基づいて出されたものとして効力を有する。

第 208 条 本法施行前に登録された商標の地位

(1) (2)に定める場合を除き，本法の如何なる規定も，本法施行直前に有効であった商標の原登録を無効にするものではない。

(2) ただし，(1)の規定は，同項にいう登録商標が第 73 条に基づいて無効である旨の宣言をされた範囲には，適用しない。

(3) 防御商標を含め，1953 年商標法に基づいて登録され，かつ，本法施行直前に有効であった商標は，

(a) 登録簿の A 部又は B 部の何れに登録されていたかに拘らず，商標として本法に基づいて登録されているとみなされ，かつ

(b) その原登録日を保持し，かつ

(c) その事情に応じて，1953 年商標法に基づく 7 年又は 14 年の既存の登録期間を保持するが，その登録期間が満了した時，第 58 条を適用する。

(4) 防御商標ではない商標であって，1953 年商標法に基づいて，本法の発効前 5 年以内に登録されたものは，その実際の登録日から 5 年後までは，第 66 条(1) (a)に基づいて取り消すことができない。

(5) 第 66 条(1) (b)の適用上，中断のない使用停止期間は 5 年(3 年ではない)とするが，ただし，次の条件のすべてが満たされている場合に限る。

(a) その商標が 1953 年商標法に基づいて登録されたこと，及び

(b) その商標は防御商標でないこと，及び

(c) 中断のない使用停止期間が，本法施行前 5 年の期間内に始まっていること

(6) 防御商標ではない商標であって，1953 年商標法に基づいて登録された商標は，(4)及び(5)において指定した期間が経過した後は，第 66 条(1) (a)又は(b)に基づいて取り消すことができる。

(7) 1953 年商標法に基づいて防御商標として登録された商標は，本法の発効後 3 年までは，第 66 条(1) (a)又は(b)に基づいて取り消すことができない。

第 209 条 本法施行前における登録簿上の注記等の地位

(1) 商標が他の商標と連合している旨を表示する登録簿上の注記は，本法施行時に失効する。

(2) 1953 年商標法に基づいて登録された商標に関して登録簿に記載されている他のすべての注記，権利の部分放棄又は条件は，本法に基づいて登録簿に記載されているものとみなす。